

第四章 各委員会委員

第一節 地方自治法以前の委員

常設委員 町制施行により明治四十三年六月二日町規則第一

号の滝川町常設委員規則が公布された。

滝川町常設委員規則

第一条 本町ニ常設委員ヲ置ク

第二条 委員ノ数ハ四名トシ町會議員中ヨリ町会ニ於テ之レヲ選舉ス

第三条 委員ハ町長ノ監督ヲ承ケ左ノ事務ヲ分掌ス

一 町有財産ニ関スル事務

二 土木ニ関スル事務

第四条 委員ノ任期ハ三ケ年トシ每期其ノ全数ヲ改選ス

委員中欠員ヲ生ジタルトキハ其補欠選舉ヲ行フ此ノ場合ニ於テハ補欠委員ハ前任者ノ残任期ヲ在職スルモノトス

この規則の改正が大正二年四月に行われ、事務分掌に「勸業に関する事務」と「町費予算編製に関する事務」が加えられた。

常設委員は町村制で認められた名誉職であり、理事者を補助してその諮問に応じ、また町村として重要な財産・土木・予算に関与していたのである。

明治・大正年代には四名の委員が昭和に入って何時頃か滝川町史には七名と記されている。

委員氏名の分明しているのは次のとおりである。

大正十三年六月七日就任

河内菊之丞 徳光鶴之進 吉館梅太郎 鷺沢 半治

昭和九年五月三十一日退職

郷 作太郎 赤坂 利作 太田 信吉 荒島 柳市 角 五衛

昭和九年六月十六日就任

小林儀三郎 河内平次郎 棚井清太郎 亀谷 庸藏 五十嵐太一

昭和十三年六月二十一日就任

塚本 信一 樋口 隆治 石渡 寛 浦部 金藏

昭和十四年六月二十日就任

小林儀三郎 次田 秀彦(他に昭和十三年就任者留任)

昭和十八年八月に常設委員設置規程が廃止されて、これに代わる

町村長の諮問機関として新たに参与の制度がとられたが、昭和二十二年九月二十二日地方自治法の制定により参与設置条例も廃止となった。なお参与の定員は町會議員三名、各種団体三名、学識経験者二名による計八名であった。

一方江部乙村においても大正四年九月二十二日江部乙村常設委員規則が制定され、六名を定員とし、村會議員中から三名、村公民中の選挙権を有するものから三名を選出することになった。

大正四年十月二十二日選出就任

原田 馬吉 岡本 岩藏 武田 信孝 地原松之助 江口幸太郎

大正五年補欠で木下 由松

大正七年六月就任

武田 信孝 村上 福松 江口幸太郎 埴淵 平八 寺本 末吉

木下 由松

大正十年六月就任

浅田 亀吉 大崎 栄吉 木下 由松 石井長太郎 宮崎 幾藏

寺崎吉太郎

大正十三年七月規則を改正して定員八名とした。

大崎 栄吉 進藤 島吉 村井安太郎 中村 玉吉 田中 栄松

江口幸太郎 奥本 吾藏 宮崎 幾藏

昭和二年七月就任

大崎 栄吉 村井安太郎 田中 栄松 本所久太郎 虎谷宗左衛門

村上寅之進 中村 玉吉 一木百太郎

昭和五年八月就任(任期四年)

山本 政吉 吉田 留平 島津 島造 岩橋喜代松 田中 栄松

石丸 重義 今田甚四郎 吉田 元吉

昭和八年六月二十七日補欠就任(議員辞職による)

島津 島造 星 加藤吉 村井安太郎

昭和九年七月規程改正により村会議員から四人、公民から四人と

した。任期は四年と決められた。

議員 長谷川平藏 長井 重治 吉田 元吉 藤田 利雄

公民 木下 由松 虎谷 宗平 川村 儀藏 浜 友太郎

昭和十一年三月村会選出委員の改選があった。

議員 島津 島造 虎谷宗三郎 長谷川平藏 岩橋喜代松

昭和十三年七月十一日条例改正により議員六、公民二となり、同

年九月に改選があった。

議員 高谷 秀松 虎谷宗三郎 成田 甚作 吉田 清作

佐藤専之助 本所久太郎

公民 玉置 一平 岩橋 浅次

昭和十四年五月補欠、吉田元吉。昭和十六年十二月山本宗平、村

上寅之進が就任した。

昭和十七年六月就任

議員 山本 宗平 進藤 正雄 鶴尾 仁助 高桑 又一

福永 正賀 吉本 道良

第四章 各委員会委員

公民 藤田 利雄 村上寅之進

昭和十八年八月十九日常設委員設置条例を廃し、江部乙村参与条例が制定された。

進藤 正雄 高桑 又一 山本 宗平 吉本 道良

江口 信定 玉置 元旦 三沢貫之助 松儀 一男

昭和二十二年九月十二日、地方自治法の公布に伴い参与設置条例を廃止した。

学務委員 明治十九年小学校令が公布され、それによって学

務委員が設置された。滝川開村当時について見れば、屯田兵制に基づく兵村に置かれた南小学校・北小学校には屯田兵中隊長の指揮監督のもとにあつて学校掛が任命されており、戸長役場との関係は就学者の確認程度のため学務委員は設けられなかった。

明治二十五年十一月三日南・北小学校が併合されて、私立滝ノ川小学校となつて学事係として渡辺直槌、森常次郎が任命された。

明治二十六年十一月十九日空知尋常小学校が開校すると、三省堂薬店主沖垣綱一郎が学務委員に選任された。

明治三十九年四月一日二級町村制が施行されて学務委員規則を設定した。学務委員は①就学の督促に関すること。②尋常小学校の教科を修める者の認可に関すること。③就学義務の免除または就学猶予に関すること。④設備に関すること。⑤経費予算の調整に関すること。⑥授業料に関すること。⑦学校基本財産に関すること。⑧修業年限に関すること。⑨小学校の補習科設置、廃止に関すること。などに対し町村長の諮問に応じ意見を陳述する職務を持っていた。

学務委員は常任委員と同じく名誉職である。明治四十二年一級町村制施行で次のとおり滝川町学務委員組織ニ関スル規則を改公布した。

第一条 本町学務委員ノ数ハ六名トス。

第二条 学務委員ノ組織左ノ如シ。

一 町会議員中ヨリ 二名

二 町公民中選挙権ヲ有スル者ヨリ 二名

三 学校長男教員ヨリ 二名

前項学務委員ハ男教員ヲ除ク外町会ニ於テ之レヲ選挙ス

となつてゐる。大正十年十一月・大正十三年三月の規則改正で委員数十名となつた。

この学務委員制度は昭和二十二年の地方自治法公布により、廃止されることになつたが、町事務報告によると昭和二十年同二十一年には国民学校関係学務委員は公民から九人、学校長一人の計一〇人と青年学校関係には公民一二人、学校長一人の計一三人の学務委員がいた。

廃止後の教育行政機関としては町市議会の文教委員や市長・教育委員会委員が教育行政の推進をはかつてゐる。

氏名	在任期間	選出区分	備考
沖垣 綱一郎	明治二六・一一・一九〜三三・三・三一		
上田 文助	三三・四・一〜三三・三・三〇		
高橋 藤吉	三三・四・一〜三五・一二・一五		
吉田 多理	三三・一二・一〇〜三四・八・三一		
伝法 金作	三四・八・三一〜三五・五・八	八 小学校長	
石井 末之助	三五・五・八	八 小学校長	
塚本 只平	三五・一二・一五		不明

一ノ瀬 運次郎同 三八・一一・一五
二級町村制
一ノ瀬 運次郎同 三九・七・二
田中 和定 三九・七・二
栗井 新作 大正四・
村上 吉次郎 大正二・(明治末期から大正初期)
小華和 貞男 右
鈴木 鴻同 右
沖垣 綱一郎同 右
小坂 正治同 右
前河 和宴同 右
並河 榮同 右
北川 甚弥同 右
河内 菊之丞同 右
阿賀 初太郎同 右
伊沢 豊久同 右
小坂 正治同 右
宇野 仙吉同 右
宮武 丑三郎同 右
須藤 貞松同 右
三ツ谷 三蔵同 右
牟田 末雄 右
田中 秀次郎同 右
谷口 猪一同 右
広部 伊織同 右
大森 市三同 右
松本 三千樹同 右
三谷 嘉代治 昭和二・四・二七
小野 与太郎 大正一・〇・三〇
細川 寅平同 右
古館 梅太郎 昭和二・六・三〇
坪田 政七同 右
河内 重吉同 右

河内 重吉	同	右	小学校長
坪田 政七	同	右	小学校長
古館 梅太郎	昭和二・六・三〇	右	小学校長
細川 寅平	同	右	小学校長
小野 与太郎	大正一・〇・三〇	右	小学校長
三谷 嘉代治	昭和二・四・二七	右	小学校長
松本 三千樹	同	右	小学校長
大森 市三	同	右	小学校長
広部 伊織	同	右	小学校長
谷口 猪一	同	右	小学校長
田中 秀次郎	同	右	小学校長
牟田 末雄	同	右	小学校長
三ツ谷 三蔵	同	右	小学校長
須藤 貞松	同	右	小学校長
宮武 丑三郎	同	右	小学校長
宇野 仙吉	同	右	小学校長
小坂 正治	同	右	小学校長
伊沢 豊久	同	右	小学校長
阿賀 初太郎	同	右	小学校長
河内 菊之丞	同	右	小学校長
北川 甚弥	同	右	小学校長
並河 榮	同	右	小学校長
前河 和宴	同	右	小学校長
鈴木 鴻	同	右	小学校長
小華和 貞男	同	右	小学校長
村上 吉次郎	同	右	小学校長
栗井 新作	同	右	小学校長
田中 和定	同	右	小学校長
一ノ瀬 運次郎	同	右	小学校長

後藤徳治同	右	四・一・六	
奥山与作同	右	五・六・一三	
寒河江巧同	右	八・六・一八	一小校長
照本市蔵同	右		二小校長
高橋種三郎同	右		三小校長
十河与太郎同	右		町議
中村鶴吉同	右	九・六・一六	小学校長
小川政男同	右	一〇・四・三〇	小学校長
深沢一同	右	八・一八	四小校長
齊藤慶男昭和一	右	九・六・一六	町議
塚本信一同	右	七・一〇・八	町議
中川五三郎同	右	五・二・二三	町議
山田喜平同	右	一三・六・二一	町議
赤川安太郎同	右		町議
山本庵同	右		町議
寒河江巧同	右		町議
広部伊織同	右		町議
照本市蔵同	右		町議
白水務同	右		町議
大森市三同	右		町議
棚井清太郎同	右		町議
奥山与作同	右		町議
宮川直樹同	右	一五・三・二六	町議

注 以上が旧滝川町・市の判明分を記載した。

江部乙村学務委員

明治二十七年屯田移住による江部乙兵村においては小学校設置を当初から計画され、小学校令の定めにより学務委員が発令された。当時は滝川村字ユーベオツ地区で公立滝川北尋常高等小学校が明治二十七年十一月二十四日に開校式が行われ、滝川村の発令学務委員である。明治四十二年四月十二日分村後に江部乙村学務委員規則を制定した。

第四章 各委員会委員

氏名	在任期間	選出区分	備考
大原武慶	明治二十七年	屯田中尉	
名越源五郎	右	同	
山崎金六郎	右	屯田兵	
橋口年松	右	同	
新井松四郎	明治二八・二九年	屯田中尉	
田中茂昭	右	屯田兵員	
西田松太郎	右	同	
橋口年松	右	同	
井上松次郎	右	同	
江口團四郎	右	同	
山口秀松	明治三七	同	
本莊幹一	同	同	
実藤磯五郎	同三七	同	
小杉善之助	同四一	同	
江部乙村発令			
照井吉次	同四二・四	同	
武田信孝	同	同	
岩橋浅次	同	同	
内田豊	同四五	同	
三沢貫之助	同四五	同	
一ノ瀬運次郎	同四五	同	
井上森太郎	同四	同	
中村玉吉	同	同	
武田信孝	同	同	
村上福松	同	同	
河本宇吉	同六	同	
前田和宴	同	同	
今田甚四郎	同七	同	
小杉善之助	同七	同	
宮崎幾藏	同七	同	
永満利	同八	同	
進藤吉大	同正一〇	同	

高見栄吉同	谷口徳蔵同	岩崎梅太郎同	玉置重吉同	横山富太郎同	原田馬吉同	多田力蔵同	石丸重義同	山本政吉昭同	小野勘五郎同	滝本薫同	藤田利一	虎谷宗三郎同	岩橋浅次同	内田豊同	木下由松同	大崎恒吉同	河上幸寿同	岩崎梅太郎同	島津勇次郎同	岩橋喜代松同	福永正賀同	高見栄吉同	長井重治同	山本宗平同	今井栄太郎同	吉田元吉同	大崎恒吉同	長谷川俊蔵同	村上寅之進同	大崎利吉同	村井安太郎同	谷口徳蔵同
昭和一〇	昭和一〇	昭和一四	昭和一四	昭和一四	昭和一四	昭和一四	昭和一四	昭和一四	昭和一〇	昭和一〇	昭和一〇	昭和一〇	昭和一〇	昭和一〇	昭和一〇	昭和一〇	昭和一〇	昭和一〇	昭和一〇	昭和一〇	昭和一〇	昭和一〇	昭和一〇	昭和一〇	昭和一〇	昭和一〇	昭和一〇	昭和一〇	昭和一〇	昭和一〇	昭和一〇	
右	右	右	右	右	右	右	右	右	右	右	右	右	右	右	右	右	右	右	右	右	右	右	右	右	右	右	右	右	右	右	右	
公民	公民	公民	公民	公民	公民	公民	公民	公民	公民	公民	公民	公民	公民	公民	公民	公民	公民	公民	公民	公民	公民	公民	公民	公民	公民	公民	公民	公民	公民	公民	公民	

原田馬吉と代わる

三沢貫之助同	大崎栄吉同	玉置平一	三谷吉平	西山昇一	長谷登同	増田久一	松ヶ平五	早瀬政一	小川秀夫	市原達夫	井山順治	佐々木照登
昭和二二	昭和一七	昭和二一	昭和二二	昭和二一	昭和二一	昭和二一	昭和二二	昭和二一	昭和二二	昭和二一	昭和二二	昭和二二
右	右	右	右	右	右	右	右	右	右	右	右	右
同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右

〔参考・滝川町事務報告・滝川市史・江部乙町史〕

第二節 執行機関の委員会委員

教育委員会委員 昭和二十三年七月十五日公布の教育委員会法
 によって、日本の学校教育行政機構は全面的に改革された。

従来、国家がもっていた教育行政権がこの法律によって、その権能のほとんどが都道府県に委譲されることになり、しかも都道府県は一般行政を切り離して、別に独立した教育行政の機関として教育委員会をもつようになった。

これによって文部省は教育委員会に対し、直接の命令権も監督権も持たないことになった。「教育が不当なる支配に服することなく、国民全体に対し直接に責任を負って行われるべきである」という自覚のもとに、公正な民意により地方の実状に即した教育行政を行

うために教育委員会を設け、教育本来の目的を達成することを目的とする」となっている。

北海道には北海道教育委員会を置き、市町村には市町村教育委員会が設置されることになった。委員の定数は道教育委員会は七人、市町村教育委員会は五人で任期は四カ年である。

この法律に基き滝川町・江部乙村は昭和二十七年十月五日初めての教育委員会委員の選挙が執行された。なおこの選挙は四名の選出であって、一名は議会議員中から議会が選出することになった。滝川町・市の教育委員会委員は次のとおりである。

氏名	就任年月日	退任年月日	備考
猪口 英之助	昭和二七・一〇・六	昭和三一・九・三〇	二九年委員長
武田 セイ	同 右	同 右	二七年委員長
伊藤 清	同 右	同 右	二八年委員長
林 龜	同 右	同三〇・二・二八	
町議 樋口隆治	同 右	同三〇・二・二八	
町議 林与市	同三〇・五・一	同三一・九・三〇	
相馬 吉郎	同三〇・五・一	同三一・九・三〇	

公選による教育委員は一回で終わってしまった。昭和三十一年六月三十日法律第六十二号をもって、教育委員会の設置、学校その他の教育機関の職員の身分取扱その他地方公共団体における教育行政の組織及び運営の基本を定めることを目的とする「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」が公布されたのである。

これにより教育委員会委員は市町村長が当該議会の同意を得て任命することになったもので、委員長及び教育長は委員の選挙により選出され、教育長は都道府県委員会の承認を得て任命されることに

第四章 各委員会委員

なっている。

氏名	就任年月日	退任年月日	備考
東 金次郎	昭和三一・一〇・一	昭和三二・九・三〇	委員長
三谷 キク	同 右	同三三・九・三〇	
白水 務	同 右	同三四・九・三〇	
原岡 良策	同 右	同三五・九・三〇	
豊田 由太郎	同 右	同三五・一〇・二三	委員長 二十八年から
酒井 信高	同三三・一〇・二三	同三六・一〇・二二	
宮森 覚太郎	同三三・一〇・七	同四一・一〇・一九	
堀田 武司	同三四・一〇・一三	同四六・三・三一	委員長
中川 正	同三五・一〇・一	同四六・三・三一	
埴 義雄	同三五・一・七	同三九・一・六	教育長
杉浦 善正	同三六・一〇・二六	同四六・三・三一	
岡本 義雄	同三九・一・二四	同四六・三・三一	教育長
田中正雄	同四一・一〇・二〇	同四六・三・三一	

江部乙町教育委員会委員(公選)

氏名	就任年月日	退任年月日	備考
一木 善二	昭和二七・一一・一	昭和三一・一〇・一	委員長交替制
玉置 元且	同 右	同 右	
島津 ユリ	同 右	同 右	
曾我部 秋好	同 右	同 右	
町議 寺崎 政朝	同 右	同 右	

教育長の発令は次のとおりであった。

- 小杉 芳三(助役兼任) 自二七・一一・一 至二八・三・三一
- 鞍田 武夫 自二八・四・一 至三〇・三・三一
- (教育長代理・黒田早苗)
- 鞍田 武夫 自三〇・一一・一 至三一・九・三〇

地方教育行政の組織並に運営に関する法律施行後の教育委員会委員は次のとおりである。

氏名	就任年月日	退任年月日	備考
島津 ユリ	昭和三一・一〇・一	昭和三二・九・三〇	委員長一年間
曾我部 秋好	同	同三四・四・一八	交替制
鞍田 武夫	同	同三四・三・六	教育長
岡部 義男	同	同三九・九・三〇	
進藤 正雄	同	同三四・五・一四	
手嶋 二枝	同三二・一〇・一	同四四・九・三〇	
谷口 文吉	同三四・五・一四	同四五・九・三〇	
嘉見 定雄	同三四・五・一四	同三六・一・二	
中村 師英	同三四・五・一四	同三六・九・一三	教育長
畑原 喜之助	同三六・一・一	同四六・三・三一	教育長
古沢 周吉	同三六・一・一	同四二・九・三〇	教育長
川島 幸太郎	同三九・一〇・一	同四六・三・三一	教育長
鹿角 猛夫	同四二・一・一五	同四六・三・三一	教育長
伊藤 勝治	同四四・一〇・一	同四六・三・三一	
横山 守	同四五・一〇・一	同四六・三・三一	

新・滝川市教育委員会委員

氏名	就任年月日	退任年月日	住所	備考
堀田 武司	昭和四六・五・一三	昭和五〇・五・二二	北滝の川	四七年から
中川 正義	同	同四七・五・二三	同	委員長
岡本 義雄	同	同五〇・五・二三	同	委員長
畑原 喜之助	同	同五〇・五・二三	朝日町	教育長
田中正雄	同	同四八・五・二三	江部乙町	教育長
渡辺 恭久	同四七・五・二四	同五四・八・二六	黄金町	
山本 義郎	同四八・五・一四	同五二・五・二三	江部乙町	
猪口 英之助	同五〇・五・一三	同五二・五・二三	北滝の川	委員長
綱淵 正幸	同五〇・五・一三	同五二・五・二三	黄金町	教育長
三栗 自然	同五二・五・一四	同五二・五・二三	江部乙町	
千葉 武幸	同五四・九・一四	現在	本町	

農業委員会委員

農業の項に記載

選挙管理委員会委員

昭和二十一年十一月三日日本国憲法が公布され、地方制度の大改正によって選挙の執行とその事務が増加した。従来は市町村長のもとに置かれていた選挙及び管理を選挙管理委員会で執行することになった。

委員会の委員は四人で、選挙権を有する者から政治及び選挙に關し公正な識見がある者を議会において選挙することになっており、また同数の補充員も選挙して決められることになっている。

選挙事務については事務局を置き選挙管理委員会の事務処理を行っている。委員の任期は当初二年、後に三カ年、四カ年に変わった。

滝川町・市選挙管理委員会委員

年次	氏名	任期	氏名	任期
昭和二・一	岩本 秀二郎	至三・二・二〇	佐藤 勘次郎	至三・二・二〇
	小林 儀三郎	至同 右	朝日 賢祐	至三・二・二〇
昭和二・三・一	岩本 秀二郎	至三・二・二〇	福永 清一	至三・二・二〇
	高橋 幸市	至三・二・二〇	小林 儀三郎	至同 右
	朝日 賢祐	至三・二・二〇	礪田 寿	至三・二・二〇
昭和二・五	小林 儀三郎	至三・二・二〇	朝日 賢祐	至三・二・二〇
	福永 清一	至三・二・二〇	高橋 幸市	至三・二・二〇
	泉谷 照市	至三・二・二〇	酒井 信高	至三・二・二〇
	田中 巖雄	至三・二・二〇		

昭和五〇年〇草浦 正巳		昭和四六年〇岩本		暫定委員		昭和四六年〇岩本		新・滝川市		昭和四二年		昭和三八年〇岩本		昭和三五年〇岩本		昭和三二年〇岩本		昭和二九年〇中川		昭和二六年〇泉谷	
内山	憲一	岩本	正義	内山	憲一	岩本	正義	内山	岩本	内山	憲一	岩本	正義	杉浦	善正	杉浦	善正	田中	嶺雄	田中	嶺雄
至自	同	至自	同	至自	同	至自	同	至自	至自	至自	同	至自	至自	至自	至自	至自	至自	至自	至自	至自	至自
同	右	同	右	同	右	同	右	同	右	同	右	同	右	同	右	同	右	同	右	同	右
同	右	同	右	同	右	同	右	同	右	同	右	同	右	同	右	同	右	同	右	同	右
奥	久治	草浦	正巳	石山	武雄	矢島	龜	石山	武雄	矢島	龜	西村	範	高橋	幸市	田中	嶺雄	高橋	幸市	岩本	正義
至自	同	至自	同	至自	同	至自	同	至自	同	至自	同	至自	同	至自	同	至自	同	至自	同	至自	同
同	右	同	右	同	右	同	右	同	右	同	右	同	右	同	右	同	右	同	右	同	右
同	右	同	右	同	右	同	右	同	右	同	右	同	右	同	右	同	右	同	右	同	右

昭和三二年		昭和二九年		昭和二六年		昭和二五年		昭和二三年		昭和二一年		滝川町・市選挙管理委員会委員補充員		昭和五四年〇草浦		昭和二六年	
塚本	田中	照本	田中	酒井	佐藤	酒井	寒河江	朝日	高橋	福永	石黒	谷口	氏名	氏名	正巳	荒川	廣部
信一	嶺雄	市蔵	嶺雄	信高	勘次郎	信高	巧	賢祐	幸市	清一	正信	猪一	任期	任期	正巳	春雄	和氣雄
至自	同	自	至自	至自	至自	至自	至自	至自	至自	至自	至自	至自	至自	至自	至自	至自	至自
同	右	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	右	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
寒河江	西村	塚本	西村	田中	西村	関藤	田中	桑原	橋本	原	宮本	野瀬	氏名	氏名	朝日	朝日	朝日
巧	範	信一	範	勉	範	静雲	嶺雄	島之進	徳三郎	喜代次	政男	武右門	任期	任期	昇道	昇道	昇道
至自	同	至自	至自	至自	至自	至自	至自	至自	至自	至自	至自	至自	至自	至自	至自	至自	至自
同	右	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	右	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同

昭和四二年	昭和三八年	昭和三五年	昭和四六年	昭和五〇年	昭和五四年
福田 朝日 昇道 義行	福田 朝日 昇道 義行	西村 範 要作	矢島 龜 貞弘	朝日 昇道 相田 貞弘	秋山 義雄 田村 一雄
至自 同	至自 同	至自 同	至自 同	至自 至自	至自 至自
〇三三三 三三三 三三三	〇三三三 三三三 三三三	〇三三三 三三三 三三三	〇三三三 三三三 三三三	〇三三三 三三三 三三三	〇三三三 三三三 三三三
守屋 貞 相田 貞弘	守屋 貞 相田 貞弘	塚本 信一 田中 勉	吉田 貞 朝日 昇道	吉田 貞 朝日 昇道	堀 貞 笠松 久人
至自 同	至自 同	至自 同	至自 同	至自 同	至自 同
〇三三三 三三三 三三三	〇三三三 三三三 三三三	〇三三三 三三三 三三三	〇三三三 三三三 三三三	〇三三三 三三三 三三三	〇三三三 三三三 三三三

新・滝川市選挙管理委員会委員補充員

昭和二七年	昭和二四年	昭和二一年	昭和二七年	昭和二四年	昭和二一年
森実 年 宗平	森実 年 宗平	家納 繁次郎 榮吉	家納 繁次郎 榮吉	家納 繁次郎 榮吉	家納 繁次郎 榮吉
至自 同	至自 同	至自 同	至自 同	至自 同	至自 同
〇三三三 三三三 三三三	〇三三三 三三三 三三三	〇三三三 三三三 三三三	〇三三三 三三三 三三三	〇三三三 三三三 三三三	〇三三三 三三三 三三三
村上 寅之進 家納 繁次郎	村上 寅之進 家納 繁次郎	山本 宗平 村上 寅之進	山本 宗平 村上 寅之進	山本 宗平 村上 寅之進	山本 宗平 村上 寅之進
至自 同	至自 同	至自 同	至自 同	至自 同	至自 同
〇三三三 三三三 三三三	〇三三三 三三三 三三三	〇三三三 三三三 三三三	〇三三三 三三三 三三三	〇三三三 三三三 三三三	〇三三三 三三三 三三三

江部乙村・町選挙管理委員会委員

昭和二七年	昭和二四年	昭和二一年	昭和二七年	昭和二四年	昭和二一年
中村 助次 今井 栄太郎	河原 正雄 虎谷 宗三郎	佐々木 照登 玉置 一平	石川 清 石山 武雄	大崎 つる多 石山 武雄	大崎 つる多 石山 武雄
至自 同	至自 同	至自 同	至自 同	至自 同	至自 同
〇三三三 三三三 三三三	〇三三三 三三三 三三三	〇三三三 三三三 三三三	〇三三三 三三三 三三三	〇三三三 三三三 三三三	〇三三三 三三三 三三三
石川 初吉 大崎 栄吉	松ヶ平 五作 大崎 栄吉	三栗 行善 玉置 一平	吉田 貞 鈴木 一	山本 義郎 鈴木 一	山本 義郎 鈴木 一
至自 同	至自 同	至自 同	至自 同	至自 同	至自 同
〇三三三 三三三 三三三	〇三三三 三三三 三三三	〇三三三 三三三 三三三	〇三三三 三三三 三三三	〇三三三 三三三 三三三	〇三三三 三三三 三三三

江部乙町選挙管理委員会委員補充員

昭和三六年	昭和三九年	昭和四三年	昭和三六年	昭和三九年	昭和四三年
石山 武雄 大崎 つる多	石山 武雄 大崎 つる多	石山 武雄 大崎 つる多	石山 武雄 大崎 つる多	石山 武雄 大崎 つる多	石山 武雄 大崎 つる多
至自 同	至自 同	至自 同	至自 同	至自 同	至自 同
〇三三三 三三三 三三三	〇三三三 三三三 三三三	〇三三三 三三三 三三三	〇三三三 三三三 三三三	〇三三三 三三三 三三三	〇三三三 三三三 三三三
鈴木 一 山本 義郎	鈴木 一 山本 義郎	鈴木 一 山本 義郎	鈴木 一 山本 義郎	鈴木 一 山本 義郎	鈴木 一 山本 義郎
至自 同	至自 同	至自 同	至自 同	至自 同	至自 同
〇三三三 三三三 三三三	〇三三三 三三三 三三三	〇三三三 三三三 三三三	〇三三三 三三三 三三三	〇三三三 三三三 三三三	〇三三三 三三三 三三三

昭和三〇年	中村 助次 至自 三〇・三・三四 同 右	水林 富治 至自 三〇・三・三四
昭和三三年	嘉見 光雄 至自 三三・三・三四 同 右	石山 武夫 至自 三三・三・二二 同 右
昭和三六年	進藤 勇 至自 三六・三・三四 同 右	但田 信行 至自 三六・三・三四 同 右
昭和三九年	但田 信行 至自 三九・三・三四 同 右	石川 正吉 至自 三九・三・三四 同 右
昭和四三年	但田 信行 至自 四三・三・三四 同 右	野地 万吉 至自 四三・三・三四 同 右

監査委員 昭和二十二年四月十七日地方自治法が制定され、

第一九五条に「市町村は条例で監査委員を置くことができる。」と規定されたが、滝川町においてはこれより少し早く昭和二十二年三月七日条例第九号によって滝川町監査委員条例を制定した。

地方自治法の公布に伴い同年七月十日、条例第二三号で一部を改正、昭和三十年七月二十六日、三十九年三月三十一日と全部改正しているが、地方自治法において昭和三十八年に「普通地方公共団体に監査委員会を置く」と改正があったのである。

江部乙町においても昭和二十三年三月二十八日条例を定めた。監査委員を二名置き、町の運営にかかる事業の管理及び出納その他事務の執行等、行政全般にわたり監査を行っている。

監査委員は議会議員中から選任された者一名と、知識経験者から

第四章 各委員会委員

選任された常勤の委員一名がおり、監査事務を処理する監査事務局が設置されて監査委員の事務を補助している。

監査委員の任期は当初二年間であったが、昭和三十一年に法の改正により三カ年となり、さらに昭和四十九年の改正により四カ年となっている。なお滝川町・市の知識経験者選出監査委員は常勤となっている。また、知識経験を有する者の監査委員が代表監査委員となる。

歴代監査委員

滝川町・市

氏名	選出	就任	退任
松木 幸治	議会	昭和三・六・六	昭和五・三・七
高橋 壯之助	知識	同 三・六・六	同 三・七・七
堀田 武司	議会	同 三・五・九	同 三・五・六
白井 重吉	知識	同 三・七・七	同 三・三・九
難波 繁太郎	知識	同 三・三・三	同 三・七・二
長井 慶治	議会	同 三・五・七	同 三・五・二
中村 正直	議会	同 三・五・四	同 三・五・〇
松沢 寛	知識	同 三・七・四	同 三・三・三
田中 君太郎	議会	同 三・五・二	同 三・三・三
新・滝川市			
三浦 光正	議会	同 三・五・三	同 三・六・三
松沢 寛	知識	同 三・五・三	同 三・五・二
篠内 喆夫	議会	同 三・七・四	同 三・三・一
鷺尾 外吉	議会	同 三・三・一	同 三・五・二
高木 正義	知識	同 三・五・三	同 三・五・二
松重 三郎	知識	同 三・五・三	同 三・五・二
太田 盛夫	議会	同 三・五・八	同 三・八・五
草沢 薫	議会	同 三・八・九	同 三・四・三
布川 春雄	知識	同 三・五・三	現在

東 金次郎 議会 同 五・五・三 現在

江部乙村・町 議会 同 三・三・三

吉田 清作 議会 同 三・三・三 同 五・四・三

山本 宗平 議会 同 三・三・三 同 五・四・三

前田 春市 議会 同 三・三・三 同 二・六・三

山口 周吉 議会 同 三・三・三 同 二・五・六

川島 幸太郎 議会 同 三・三・三 同 二・六・一

吉本 道良 議会 同 三・三・三 同 二・六・一

森実 年 議会 同 三・三・三 同 三・三・一

虎谷 宗善 議会 同 三・三・三 同 三・三・一

一木 善二 議会 同 三・三・三 同 三・五・三

岩崎 庄一 議会 同 三・三・三 同 三・九・三

中西 重清 議会 同 三・三・三 同 三・三・三

武田 功 議会 同 三・三・三 同 三・三・三

公平委員会委員 公平委員会は地方自治法及び地方公務員法の

定めるところにより設置され、職員の勤務条件に関する措置の要求及び職員に対する不利益処分を審査して、これに対する必要な措置を講ずることになっている。委員の定数は三人で、委員全員が出席しなければ会議が成立しないことになっている。

滝川町では昭和二十六年八月十日委員が選任され公平委員会が発足しており、江部乙村においても同年同月十四日に委員選任が行われ、公平委員会が設置された。滝川・江部乙の合併後、昭和五十二年四月一日からは「滝川市ほか五組合（注 中空知広城市町村圏組合・滝川市ほか二町衛生施設組合・滝川市ほか一市二町伝染病隔離病舎組合・滝川地区広域消防事務組合・空知教育研修センター組合）公平委員会」となっている。なお、この組合とは地方自治法第二八四条に基づく地方公共団体の

組合である。

滝川町・市公平委員会委員

氏名 就任 退任

荒川 勇 昭和六・八〇〇 昭和三・四・一

佐藤 民治郎 同 六・八〇〇 同 三・三・三

中山 吉次 同 六・八〇〇 同 三・四・一

赤沢 次郎 同 三・六・六 同 三・三・三

五十嵐 一郎 同 三・六・六 同 三・三・三

福永 清一 同 三・三・五 同 四・六・〇

米田 実 同 三・三・〇 同 四・四・七

白山 隆起 同 四・六・五 同 四・三・三

千葉 武幸 同 四・六・三 同 四・三・三

江部乙村・町公平委員会委員

三栗 行善 昭和六・八・四 昭和三・八・三

中西 重清 同 六・八・四 同 元・七・九

玉置 元且 同 六・八・四 同 七・九・六

湯浅 重雄 同 七・〇・二 同 三・八・三

吉田 恵 同 元・七・〇 同 三・八・三

中西 重清 同 三・八・二 同 三・五・四

早弓 房松 同 三・〇・一 同 四・八・三

手嶋 圭二郎 同 四・八・二 同 四・八・三

梅野 種勝 同 四・八・二 同 元・四・〇

北山 季武 同 元・六・七 同 四・三・三

鞍田 武夫 同 四・八・四 同 四・三・三

新・滝川市公平委員会委員

白山 隆起 同 四・五・三 同 三・三・三

佐藤 民治郎 同 右 同 右

千葉 武幸 同 右 同 右

滝川市ほか五組合公平委員会委員

白山 隆起 同 三・四・一 現在

佐藤 民治郎 昭和五・四一〇 現 在
 千葉 武幸 同 右〇同 五・八三
 小枝 春雄 同 五・九〇〇 現 在

固定資産評価員 地方税法(昭和二十五年七月公布)の定めにより、

市町村長の指揮を受けて固定資産を適正に評価し、かつ市町村長が行う価格の決定を補助するために設置するもので、固定資産評価員は市町村の議会の同意を得て、市町村長が選任する。

滝川町・市固定資産評価員

氏名	就任	退任
泉谷 照市	昭和五・二〇〇	昭和六・六・二
真田 整一	同 三・六・三	同 三・五・三
内山 憲一	同 三・七・九	同 三・七・三
吉岡 清栄	同 三・七・二	同 三・二・二
後呂 義久	同 三・七・三	同 三・三・三
江部乙村・町固定資産評価員		
河原 正雄	同 二・五・三	同 二・八・三
小杉 芳三	同 二・八・四	同 二・五・三
高木 正義	同 二・八・三	同 二・三・三
新・滝川市固定資産評価員		
後呂 義久	同 四・五・三	同 五・五・二
金山 二男	同 五・五・三	現 在

固定資産評価審査委員会委員 地方税法の定めにより、固定資産

課税台帳に登録された事項に関する不服を審査決定するために、市町村に固定資産評価審査委員会を設置することになっている。

委員は市町村の住民で市町村税の納税義務者のうちから議会の同意を得て、市町村長が選任する。委員定員は三人で任期は三カ年となっている。

第四章 各委員会委員

滝川町・市

高橋 幸市 昭和六・〇〇〇 昭和五・三・三六
 土井 恒隆 同 三・〇・三 同 三・三・六
 伊藤 清 同 三・〇・三 同 三・三・三
 相田 貞弘 同 三・三・九 同 同
 江川 虎松 同 三・三・六 同 右

江部乙村・町

進藤 正雄 同 三・八・四 同 三・八・三
 山本 宗平 同 三・八・四 同 三・八・三
 森実 年 同 三・八・四 同 三・三・三
 岸 文克 同 三・八・四 同 三・八・三
 尾崎 正則 同 三・八・三 同 三・三・三
 進藤 正雄 同 三・三・三 同 三・三・三
 川島 幸太郎 同 三・八・三 同 三・〇・一
 篠原 市郎 同 三・〇・一 同 三・三・三

新・滝川市

北山 季武 同 四・五・三 同 五・五・二
 相田 貞弘 同 四・五・三 現 在
 江川 虎松 同 四・五・三 現 在
 嘉見 光義 同 五・五・三 現 在

固定資産評価について戦前の記録は明確でないが、昭和四年十二月勅令をもって家屋税調査令が發布され、江部乙村では昭和五年四月家屋税調査委員が選任されている。

北本 為一 高桑 又一 本吉 武雄 松本 秀七 黒田 策一
 野田 作一 中西 為八 和田 秀喜 埴淵 平八

この調査委員は昭和十一年の税法の改廃まで続いた。滝川町については明確でない。なお昭和十四年六月二十日滝川町財政調査臨時委員として次のとおり町会議員が発令されている。

吉田 儀作 前田 吉蔵 笹川 繁志 棚井 清太郎 染谷 幸吉

第三節 行政各委員等

特別職報酬等審議会委員

市議会議員や市特別職の報酬・給与の額について、市長の諮問に応じて審議し、市長に意見を具申する制度を設けるため、昭和三十九年七月六日条例の公布があり、同年十二月一日委員の委嘱があった。任期は二カ年である。

氏名	就任	退任	氏名	就任	退任
◎更沢 亀一	昭和元・三・一	昭・三三	◎白水 務	昭・三三	昭・三三
小川 正行	同 右	昭・三三	神部富美子	同 右	昭・三三
山口 貞明	同 右	昭・三三	花摘 誠吉	昭・三四	昭・三三
林 亀	同 右	昭・三三	古館 健一	同 右	昭・三三
武田 セイ	同 右	昭・三三	福田 義行	同 右	昭・三三
小川 哲生	同 右	昭・三三	千葉 武幸	同 右	昭・三三
新・滝川市			枝沢 康男	同 右	昭・三三

氏名	就任	退任	氏名	就任	退任
阪本 茂	昭和四・五・六	現在	神部富美子	昭・五・六	現在
草浦 正己	同 右	現在	千葉 武幸	同 右	昭・五・五
山本 栄	同 右	現在	山口 秀雄	昭・七三	昭・七三
田中 清義	同 右	現在	深田 義勝	昭・九六	昭・九五
花摘 誠吉	同 右	現在	米田 実	昭・九六	現在

公務災害補償等認定委員会及び審査委員会委員

昭和四十二年法律第二百一十一号により地方公務員災害補償法が制定され、滝川市においても同年十二月二十七日条例第二七号公布の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例が定められた。新市に引継がれたが該当事項がなく昭和五十三年六月一日に至り認定委員及び審査委員を置いた。

公務災害補償等認定委員会委員

氏名	就任	退任
広中 陞	市立病院内科医	昭・六二
鷺見 武	市立病院外科医	同 右
金山 二男	市総務部長	昭・四一
岡田 秀夫	市総務部長	昭・四一
布川 春雄	市議会議務局長	昭・六二
服部 茂洋	市教委次長	昭・四一
田中 実	市議会議務局長	昭・四一
館 正敏	市教委次長	同 右

公務災害補償等審査会委員

氏名	就任	退任
小菅 高之	市立病院院長	昭・六二
後呂 義久	市助役	昭・五二
野崎 成典	市立病院外科医	昭・六二
金山 二男	市助役	昭・五三

明るい選挙運動推進協議会委員

市選挙管理委員会では選挙が公明かつ適正に行われることを啓蒙推進するために、滝川市明るい選挙運動推進協議会を設置することになり、昭和四十九年三月一日次のとおり委員を委嘱した。(規程告示同年四月十五日)委員の任期は二カ年である。

なお、公明選挙の推進には滝川市においては昭和三十六年十月二十日明るく正しい選挙推進協議会、江部乙町は昭和三十八年三月三十一日公明選挙推進協議会を結成し、各々この運動が進められていた。

矢島 亀鶴	昭・三一	現在	業天 孝一	昭・三一	昭・二六
高橋 芳枝	同 右	昭・二六	安達 伊平	同 右	昭・二七
永森 康男	同 右	同 右	真田 和子	同 右	現在
中島 広保	同 右	現在	林 ミツ	同 右	昭・二七

中島キミ子	咒三二	〓三六	岩佐茂子	三三二	〓三三
堀美代子	同右	〓三三	土井康弘	同右	〓三三
水谷五一	同右	〓現在	中西重雄	同右	〓三三
加藤実	同右	〓三三	藤田利雄	同右	〓三三
神部和典	同右	〓同右	吉田則子	同右	〓現在
森田光雄	同右	〓同右	猪口邦彦	同右	〓現在
酒井久美子	同右	〓同右	池田勲	同右	〓現在
香西キク	同右	〓同右	齋藤鋼	三三六	〓現在
三上博	同右	〓三三	葛原歌子	同右	〓現在
前野満雄	同右	〓三三	山本正信	同右	〓現在
齋藤富男	三三一	〓現在	岩崎幹雄	同右	〓現在
河内菊代	同右	〓現在			
山本文子	同右	〓現在			
兼田和子	同右	〓現在			

市政調査員(モニター) 市の施策や計画などを市民の要望にそ
 って、明るく住みよいまちづくりを進めるため、昭和三十九年に市
 政調査員(モニター)設置要綱を作り、同年十二月一日市政調査員を
 委嘱した。

この制度は二〇名の調査員を発令して定期的にまた随時に意見を
 出してもらい、市政の推進をはかるというものである。

調査員は一般公募と市長の推薦で決められ、地区・年代・性別な
 どを考慮のうえ任期一年の委嘱とした。この制度は昭和四十八年度
 まで続き、昭和四十九年度からは行政推進員協議会の設置に伴い廃
 止となった。

昭和三十九年十二月一日委嘱

田中 忠孝	武内 敏彦	松井 勤一	林 琴美	三井 敏生
秋山陽太郎	森田 清	波多野 隆	神部 辰郎	田中 清義
続木 憲治	竹中のり子	土井 恒隆	内田 一馬	金子 ウメ

第四章 各委員会委員

清水 トイ	川越 忍	森本 隆子	永光 沢	多田 東
昭和四十一年二月十日委嘱	宮家 恵長	佐藤 恒	宮森 英正	上野 正男
高橋 一雄	村田 昭子	中嶋 了之	篠原 順子	坂尻 惺
中村 武男	香西 弘	樋口 恵一	上田 次郎	中川 芳子
二葉 久子	伊藤 栄	南部 肇	及川 ナツ	田村 美稲
昭和四十二年四月一日委嘱	橋向ナヲエ	花摘 明江	新保 信義	水戸 正敏
工藤 三郎	逸見 文二	佐々木欣二	田中 清義	波多野 清
岩村 征子	中村 泰二	石田 勝利	渡辺 友和	大谷 芳央
前田 澄子	平沢 正子	徳田 源市	中西 正勝	田島 弘道
昭和四十三年四月一日委嘱	高橋 一雄	大江ミヨ子	島倉 敏雄	福島美恵子
林 与	山本シズエ	田中 清義	梅村 忠雄	前田富美子
高橋 敏子	野田 銀治	遠藤 忠雄	田村 恭邦	奥家 真治
清水 信一	小田原雪子	中島 幸雄	岡部 キク	峠 和子
昭和四十四年四月一日委嘱	海野 孝	石川 誠	稲葉ミツエ	北川 辰志
須田 敏枝	小覚 房子	中井 道子	古館 眸	金子 和生
米木 純子	古屋 道義	黒井ユリ子	上野 隆子	松本美津子
野呂 朋子	酒井 徹	齊藤 勝治	信太 七郎	城宝 芳一
昭和四十五年四月一日委嘱	山田 義輝	宮森 英正	新保 睦男	鈴木 博
山本 義高	白水 和子	木村 睦	山下 益徳	小林美枝子
小坂シイノ	小島 邦子	大島 武康	高橋 政子	寺谷 厚子
伊藤 富雄	高橋紀佐子	菅原 邦子	一条 時夫	谷口佐一郎
昭和四十六年七月一日委嘱	薦田百合子	河村 好子	谷川 純	池田 誠一
塩地 繁子	山口ふさ子	竹橋得太郎	小西 建代	岡内秀二郎
国嶋 賢二	小谷 康晴	林 喜久男	野田 盛司	山谷 公一
宮崎 信治	川西 弘二	石川 幸男	岩井 文平	山下 京子
			竹下 信昭	

昭和四十七年四月二十七日委嘱

鈴木 寿雄 田端 憲治 荒川 吉満 中嶋 芳房

木下 賢治 浅山 正 豊田 節子 安藤 岩男 岡崎日出松

寒河江貞子 真坂 武一 石坂 明美 三野宮力男 佐藤 明美

伊藤 正一 三浦 健一 長田 清作 大西 繁 長谷川 豊

昭和四十八年四月一日委嘱

大和田 実 照井 清一 兼田 和子 鈴木 昭広 加藤 征雄

坂口 純一 高橋 勝彦 高橋 清孝 上野 清治 佐々木尚子

高桑 玲子 山西 正則 竹田 至 佐々木秀男 相良 君枝

伊藤 勝治 保科 慶介 阿部 哲造 宮森 秀雄

(注 本節に記載以外の行政各委員は各々関係章節を参照のこと)

第五章 広域行政

第一節 中空知市町振興協議会

交通・通信機関の発達は社会経済情勢を変化させ、当然地方行政にも大きな変貌を与えてきた。時代に即応し、住民要望に対処する行政のためには個々の自治体単独で解決をしていくことが困難であり、三割自治といわれる地方行政では容易でない施設整備が山積する状況にあった。

このことから近隣市町村が共通する問題を話し合い、有効で効率のあがる共同設置により施設の活用をはかることや、時代に対応する事務を処理する動きが生まれてきた。

昭和四十年代に入って隣接市町とは橋梁架設・通路網の整備、治水、共用地などの問題で協議することが多くなり、ついに昭和四十二年に入り歴史的にも地理的にも密接な関係のある中空知地区の会合に発展し、同年七月十三日規約を設け「中空知市町振興協議会」が発足した。

構成市町は芦別市・赤平市・滝川市・砂川市・歌志内市・奈井江町・上砂川町・浦臼町・江部乙町・新十津川町・雨竜町の五市六町である。本協議会は各市町の首長をもって構成し、会長は滝川市長

佐久間貞江が決まり、事務局は会長所在地の滝川市（企画室）が担当した。毎月一回程度の協議会をもち、共通する問題として交通事故に伴う互助組織の災害見舞金制度を取り上げた。

全国的にも交通災害共済制度は動き出したばかりで、道内では帯広市など三市が単独に保険会社に委託する損保方式を採用し、加入者一人一日一円の掛金程度で、自動車事故による障害者に見舞金を出すものである。中空知は共同で一部事務組合を設置して、組合直営方式により昭和四十三年度から発足した。

昭和四十三年度にはまた中空知二十九市町村による「空知教育研修センター組合」を設置することになり、同年四月二十六日一部事務組合の設立をみて、十月十五日施設竣工開所の運びとなっていた。

国においても社会情勢の変化に対応する地方行政財政上の方策を検討するために「地方制度調査会」を設置し、この小委員会では「広域市町村圏および地方公共団体の連合に関する答申案」をまとめた。この中間答申には

中心となるべき都市とその周辺農林漁業地域を一体とした地域社会の振興対策の確立および辺地対策の強化」と「地方公共団体の共同処理方式による広域行政体制の推進」

に関する施策の必要性を指摘した。

これにより国では「広域市町村圏」の振興整備施策を実施に移すために、その基本的な考えとして、経済の発展に伴い、住民の生活水準は向上し、均衡化してきたが、このような住民生活の変化に対応する公共施設の整備がいちじるしく立遅れているので、必要な公

共施設を整備するなど行政水準の向上を図る必要がある。一方、モータリゼーションの普及など、交通通信手段の発達に伴って住民の生活圏は市町村を越えて広域化し、生活態様は都市化しつつあるが市町村行政の現状はそれに十分こたえていない。そこで広域的な日常生活圏のなかの都市と周辺農漁村を一体として、総合的・広域的な行政を進め、魅力ある豊かな地域社会を建設する「広域市町村圏」の設定が必要である。広域市町村圏は市町村の共同処理方式により、道路、消防救急、医療、清掃、教育文化、産業振興などの施設整備と事務処理を計画的に進め、国土の均衡ある発展と過疎問題の解決に役立てるべきだという前提をもって具体策に入った。

昭和四十四年一月、滝川市議会議員吉田堅治は「中空知広域行政の積極的推進について」という意見書を中空知地区市町長・市町議会議長に送り、セクト的・なわ張り行政をやめ今後は近代都市建設の意欲的な大構想が必要である。当面は広域市町村圏構想の地区指定・共同電算センターの設置、公・私立大学の誘致などを進めるべき趣旨を述べた。

自治省では「広域市町村圏構想」を練り、昭和四十四年度の重点施策として取り上げる方針を示したが、年度当初においては具体的内容に至らず、市町村においても未だ理解に乏しいところから、中空知市町振興協議会が同年四月二十二日に行われたが、二十四日に自治省発表の指導要領を検討してから、広域圏設定を協議することにした。同年五月十二日の協議会では広域圏指定は、全国五二カ所、本道で一カ所の計画があり、指定に伴う財政援助があり地域振

興をはかるといふものであったが、申請書提出決定に至らなかった。

六月三十日、再協議に当たり中空知支庁島垣地方部長の説明を受けたが、細的な自治省方針が決まらないことから態度を保留した。

自治省では本道二カ所の指定を打ち出し、中空知の実態調査を終り、七月十六日の協議会では既に富良野地区・帯広地区が申請決定をみており、北空知地区も動き出し結論を迫られていた。

佐久間会長の積極的な指定姿勢に対し、反対ではないが決定を持ち越した理由としては次の点があげられる。

- 1 市町独自の行政が束縛される心配はないか。
- 2 各市町の振興計画が広域圏指定事業に生かされるか。
- 3 地域の中心都市が重点となるのではないか。
- 4 議会の承認なく申請を決定することはどうか。
- 5 具体的にどんなプラスになるか。
- 6 市町の合併問題に発展するのではないか。

道内における実質的な広域行政に取組んでいる中空知地区に対してでは同月二十日に指定地区決定を予定しているが、中空知の申請待ちの態度にあった。協議会の空転会議に道では「自治省でも中空知を指定に取上げたい意向にある」と述べたことから、協議会の空気も一転し、「申請せひ即決」の声とともに申請決定となった。

同月二十六日議会の理解と協力を求める意味をもって、石井道地方課長、島垣支庁地方部長を招き「広域圏の説明会」を開催した。

道では同月二十九日部長会で中空知地区と富良野地区をモデル地区に指定推せんに決定した。自治省は九月十三日二地区の設定を認

め、全国で五五カ所を広域圏に認定した。

広域市町村圏の指定に基づく振興計画の策定・新体制の設立に当たり、関係市町の中で問題が生じた。それは広域圏協議会設立のための規約試案を参考資料として各市町議会に提出した際に「住民不在の指定申請」に集中したこと及び自治法による首長の構成と議長参加の規約案で、江部乙町では議長が参加としての広域圏構成となるのは議会軽視であるとして諮問案を撤回させる一幕もあった。

十一月十七日、滝川市役所において首長会議が開催され、「将来は自治法上の協議会に切り替えるが、当面は中空知市町振興協議会の規約を改正して会員に議長も加える。」ことにした。十二月二十四日任意団体の「中空知市町振興協議会」が再出発した。

振興事業計画の策定は各市町が基本計画・基本構想を練り直し、圏域全体の調整により整備全体計画と向こう三カ年の実施計画を明年早々から作業を進めることにした。

会長	滝川市長	佐久間 貞江
副会長	芦別市議長	三 柳 亀治郎
〃	雨竜町長	松 実 菱 三
監事	砂川市長	山 口 正 直
〃	新十津川町議長	鈴 木 源 太 郎
委員	関係市町長・関係市町議会議長	
事務局	局長 滝川市助役 後 呂 義 久	
所在地	滝川市(会長所在地)	
局員	各市町一人(滝川市のみ三人) 計十三人	

振興事業計画の策定は昭和四十五年二月二十七日から連日行われ四十五年度から五十五年度までの一一カ年の長期計画とし、各分野

にわたり策定、支庁・道との協議を重ねて四月中に完了した。

国ではこれの事務費として一五〇万円を交付、また事業費補助として初年度・次年度各一、〇〇〇万円が交付されることになった。さらに広域圏指定の各市町村への地方交付税が大幅に伸び、全国的に広域圏指定申請が相継ぐ状況を招いた。

自治省では全国の市町村は必ず一圏域に入る指導を当初からしていたもので、初年度指定地区はそれだけ早く道路基盤の整備、諸施設の着手ができたことになり、圏域全体の基盤整備の向上ができたのである。その後の広域圏指定で道内は二〇圏域の設定となった。

広域行政については自治省の広域圏のほか各省にも名称をかえまたそれぞれの目的があつて構想を打ち出している。

四十四年に新全国総合開発計画(新全総)による「広域生活圏」から最近では第三次全国総合開発計画(三全総)の「定住圏構想」とあるが、計画に当たっては先きの中空知広域市町村圏を母体として動いていることには変わりがない。

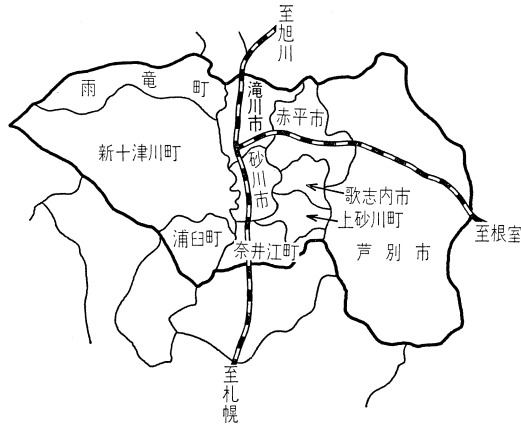
昭和五十四年度から自治省では「新広域市町村圏」をスタートさせ、本道では二〇圏域のうち一〇圏域を指定した。

富良野地区、十勝地区、釧路地区、中空知地区、上川北部地区、北空知地区、渡島地区、北網地区、後志地区、日高地区
である。

この計画策定に当たって圏域の事務局と道の地方・企画部門担当者との協議を重ね具体的指針を示し、従来の道路・消防・ごみ・し尿処理を主とした事業にとどまっていたのに対し、①土地利用の

総合調整②地域経済の発展と雇用機会の確保③地域医療体制の整備④教育・文化、など二十一世紀を目指す将来図を目ざすものである。

中空知広域市町村圏構成市町区域図



内の五市と奈井江・上砂川・新十津川・浦臼・雨竜の五町からなっている。

歴代役員

会長

就任 退任

年月日 年月日

初代 佐久間 貞江 (滝川市長) 昭和四三・三四 四三・四四
 二代 吉岡 清栄 (滝川市長) 同 四四・四五 四五・五六 現在

副会長

三 柳 亀治郎 (芦別市議長) 同 四三・三四 四三・四四
 松 実菱 三 (雨竜町長) 同 同 右 同 右

初年度の昭和五十四年度は事業費四〇〇万円 (半額補助) で基本構想、基本計画、実施計画の策定に入り具体的な作業に入っている。現在の広域圏組織構成は昭和四十六年四月一日滝川市・江部乙町の合併により芦別・赤平・滝川・砂川・歌志

監事

田中直吉 (雨竜町長)	昭和四三・三四 四三・四四
林 義政 (芦別市議長)	同 右 同 右
波川勝石 (新十津川町長)	同 四三・四五 四五・四六
国分春三 (歌志内市議長)	同 右 同 右
佐藤正一 (砂川市議長)	同 四三・四五 四五・五六 現在
萬 敏夫 (奈井江町長)	同 右 同 現在
山口正直 (砂川市長)	同 四三・三四 四三・四四
鈴木源太郎 (新十津川町議長)	同 右 同 右
萬 敏夫 (奈井江町長)	同 四三・四五 四五・四六
細谷徹之助 (芦別市長)	同 四三・四五 四五・四六
親松貞義 (赤平市議長)	同 四三・四五 四五・四六
友成一夫 (浦臼町長)	同 右 同 右
東田耕一 (芦別市長)	同 四三・四五 四五・四六 現在
赤石由雄 (雨竜町議長)	同 右 同 現在

注 委員は市町長・市町議長をもって構成されているので、後述の中空知広域市町村圏組合議会議員を参照されたい。

第二節 中空知広域市町村圏組合

広域市町村圏に指定された圏域には共同設置事業費として二、〇〇〇万円の交付金が出されることになり、中空知では各市町に恩恵のある事業を検討し、土木機械整備事業として道路清掃・除雪車を購入して道路維持管理をすることを協議会で決定した。

昭和四十五年十一月九日道知事の許可により「中空知広域市町村圏組合」が設立した。地方自治法にいう一部事務組合である。

この新設組合には従来の中空知交通災害共済組合を廃止し、その

事業も併せて行うこととし、今後圏域全市町に関係する共同事業はこの組合に追加事業として取り入れることにした。

昭和四十五年十一月十九日第一回の組合会議を滝川市役所で開き各市町二名の議員が全員出席のうえ、規約を定め役員を選出を行った。組合長 佐久間貞江(滝川市長)、助役 後呂義久(滝川市助役)、収入役 奥久次(滝川市収入役)、監査委員 松沢寛(滝川市監査委員)、堀口清(赤平市議会議長)、議会議長 三柳亀治郎(芦別市議会議長)、副議長 堀己之松(奈井江町議会議長)、組合事務局長 松重三郎(滝川市企画室長)、組合事務局位置は滝川市役所内と決定した。

1 道路維持管理センター事業

昭和四十五年度には中空知広域圏の各市町が道路整備を重点に事業を行うことになり、国から特別に交付税として五億一、〇〇〇万円を増額配付され三カ年間にわたる増額が決定された。道路舗装が急速に整備されるようになったが、市町道の維持管理を進める土木機械として当面する除排雪車を購入した。

この使用に当たっては使用日程を定め、使用料を徴収し機械更新費用にも配意している。

車庫は滝川市新町に新築し、次に導入の道路面清掃・側溝清掃車も収納するに充分なものとし、広域圏事業として順調なすべり出しをみせている。

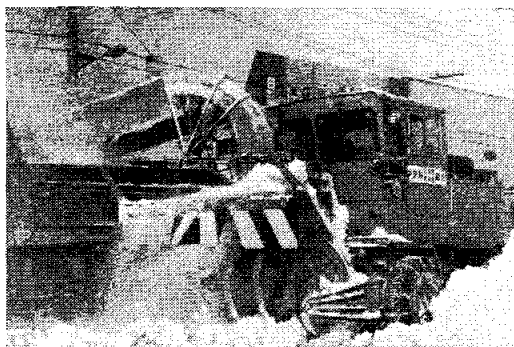
1 機械設備計画と執行(その一)

第五章 広域行政

年 度	総事業費	財 源 内 訳	
		国庫補助金	市町負担金
昭和四五年	三,〇五〇,〇〇〇円	二,二〇〇,〇〇〇円	八五〇,〇〇〇円
同 四 六 年	二,二〇〇,〇〇〇円	一,六〇〇,〇〇〇円	七〇〇,〇〇〇円
計	六,七五〇,〇〇〇円	三,八〇〇,〇〇〇円	一,五五〇,〇〇〇円

2 道路維持管理センターの規模

区 分	数	量	価 格 千円	区 分		
				数	価 格 千円	
車庫	一棟	二四・三二m ²	四、四〇〇	九トン車	一両	五、三〇〇
車	二両	一四・三分	三、三〇〇	ダンプトラック	三両	二、九〇〇
車	一両	一四・三分	三、三〇〇	タイヤショベル	一両	七、五〇〇
センター	一両	一四・三分	三、三〇〇	ロータリー除雪装置	一式	三、七〇〇
路面清掃車	(七トン)	一両	八、九七五	計		四、四〇〇
側溝清掃車	(六トン)	一両	五、〇五〇			
分駐分	小	計	三、八七〇			
分駐分	モーターグレーダー	三両	一六、三〇〇			
内 訳	一二トン車	二両	四、〇〇〇	合計	二カ年執行額	六、七五〇



スノーローダー

注 分駐分については八市町各自計画に基づく車両整備である。

車両の更新期を六年先と予定し、まず排雪車の利用では計画的な運行を行ったものの、猛吹雪や連日の降雪で交通確保が困難になり早急に除排雪が必要な場合に、運行日程にある市町では好都合であるが、他の市町の排雪日が先に延びるこ

とになり、増車の必要性にせまられ、昭和四十九年十二月スノーダラーの購入を行い、また昭和五十三、四年に各車両の更新をした。

なお、さきの車庫は滝川市が車庫の統合をはかり東町に新設したので、これを利用することにして五十三年度で廃止となっている。

機械整備計画と執行(その二)

年 度	総事業費	財 源 内 訳		
		道補助金	道貸付金	市町負担金
昭和四九年	一四、一〇〇千円	四、七〇〇千円	七、〇〇〇千円	四、七〇〇千円
同 五二年	三三、六七五	二、三〇〇	二一、三〇〇	一、三〇〇
同 五三年	一八、四〇〇	一	一〇、〇〇〇	一
同 五四年	三三、九二〇	一六、九〇〇	一	一六、九〇〇

車両の更新(センター管理分)

異動年月	異動区分	車 種 名 称 等	取得価格	適 用
昭和四九・一二月	購入(増車)	ロータリー式スノーローダラー	二四、二〇〇千円	
同 五四・一一	廃	右 一両(八〇〇トン級)		
同 五四・一二	購入(更新)	右 一両(一、〇〇〇トン級)	七、六〇〇	
同 五三・九	同	右路面清掃車(九トン)	一両六、四〇〇	
同 五三・一一	廃	同		
同 五四・一一	同	右側溝清掃車(六トン)	一両	
同 五五・三	購入(更新)	右(七・五トン)	一両六、三〇〇	購入決定

2 交通災害共済制度

自動車の普及発達により交通が非常に便利で快適な生活を送るよ

うになった反面、交通事故が激増して悲惨な生活を送らなければならなくなったたりする現象が生じてきた。

自動車事故の被害者の苦しみを少しでも柔らげることがこの制度の目的であり、現在の社会を生きる市民の助け合いの精神がこの制度に生かされるものである。

昭和四十三年に中空知市町振興協議会五市六町の首長会議に全国的には初期の創設制度であったが取り上げられ、各市町の議会承認のうえ、同年二月一日道知事から一部事務組合の設立認可があり、中空知交通災害共済組合を設置して同年四月一日から共済事務を開始した。一人年額三〇〇円の会費で一カ年間に交通事故にあった場合に見舞金が支給されるという制度である。被害の見舞金は、

- 1 死亡の時は 五〇万円
- 2 六カ月以上の傷害の時は 五万円
- 3 三カ月以上の傷害の時は 三万円
- 4 一カ月以上の傷害の時は 二万円
- 5 一週間以上の傷害の時は 五、〇〇〇円
- 6 一週間未満の傷害の時は 二、〇〇〇円

と定め、関係各市町で事務の取扱いをした。

昭和四十三年度の加入目標は総人口二六万九、三二一人に対し一五パーセントの四万人としたが、加入実績は四万四、八〇七人の一七・一パーセントに達することができた。しかし、この制度は自動車事故による見舞金制度であり、自動車運転に伴う自損事故も、被害者の事故にも傷害発生の場合に支給されるため、昭和四十三年度の前年間の事故による支給では死者九人と予想を上回る激発が

あり、傷者も約八十人と見舞金が会費総額の五〇パーセントを上回ってしまった。このため後半年の運営はどうなるかと当初から心配しなければならぬ状況にあった。結局一年間で死亡者一四人などで約五百五十万円の赤字となったが、その赤字原因は国道十二号線を持つ砂川市・奈井江町・江部乙町での事故多発によるものであった。

第二年次の加入状況は極めて順調で特に砂川市は前年加入者事故に伴う見舞金支給も多いこともあって、五市中最高の加入率となった。中空知全体でも二〇パーセントを越える加入率を示したが、前年度の赤字を加入会費で埋める結果となり、さらに死亡者二三人などの事故による赤字と事務・業務費を合せ赤字額は一、〇〇〇万円を超える額に達した。

このため昭和四十五年度は職員費を各市町負担、各市町の業務費自弁のほか、会費も一人一日一円程度の三六〇円とした。

交通事故の多発傾向と共済掛金の値上げは、一人中空知だけでなく、全道的・全国的なもので共済制度の実施市町の悩みとなった。

昭和四十五年十一月九日、中空知広域市町村圏組合に統合されて、その一事業となった。

昭和四十六年度は中学生以下は据置き、会費を三分の一アップの四八〇円とし、交通事故証明以外の事故は認めない方針とした。

ただし、会員として途中加入のしやすさと加入期間の不公平を避けるため、四期間に区分して加入期の会費減額制度とした。また、加入奨励のため団体加入には奨励金として一人二〇〇円を交付した。

昭和四十五年以降は交通安全運動の徹底をはかり、住民の交通安全思想が普及されたのか事故も比較的減少しており、共済運営も健全財政となった。

昭和五十一年度に「中空知交通遺児奨学事業基金」をもうけ、交通事故により生計の中心者を失った遺児に対し、修学の援助をするため、奨学金を支給することになった。

これは中空知信用金庫（現北門信用金庫）からの寄付三、〇〇〇万円が五年間に分けて組合に寄付されるところから、この利子収入をもって奨学金とするものである。初年度は高校生一万円（年間）とした。

昭和五十一年度にはまた、見舞金を死亡六〇万円、新しく後遺障害第一級の場合三〇万円を加え、傷害見舞一二十万から五、〇〇〇円までと改正した。このため、加入率が三〇パーセントを超えるまでになった。さらに四十九年度まで各市町が一、八一八万円を赤字補填した分を半額ずつ二カ年で各市町に償還し、交通安全対策施設費に充当してもらったことになった。

昭和五十二年度は見舞金を一部改正し、死亡八〇万円、後遺障害者第一級は五〇万円とし、昭和五十三年度はさらに次の見舞金基準となった。

区分・等級	災害の程度	共済見舞金基準額
死亡した場合		一、〇〇〇、〇〇〇円
一等級事故にあった日から、一八〇日以内にその傷害がもとで自動車損害賠償法施行令第二条別		六〇〇、〇〇〇

等級	表第一級に該当する後遺障害があった場合 全治六カ月以上の傷害を受け、治療実日数が 九六日以上の場合	八〇日	一五〇、〇〇〇
二等級	全治五カ月以上	八〇日	一八〇、〇〇〇
三等級	全治五カ月以上	八〇日	一五〇、〇〇〇
四等級	〃 四カ月	六四日	一二〇、〇〇〇
五等級	〃 三カ月	四八日	九〇、〇〇〇
六等級	〃 二カ月	三二日	六〇、〇〇〇
七等級	〃 一カ月	一六日	三〇、〇〇〇
八等級	〃 二週間	一日	二〇、〇〇〇
九等級	〃 一週間	五日	一五、〇〇〇
一〇等級	〃 一週間未満	三日	一〇、〇〇〇

交通災害見舞金の支給に当たって交通災害に該当するかしないかなどの問題が生じた場合の審査のため、昭和四十三年四月に「中空知交通災害共済審査委員会」を設置した。

委員構成は定員六名とし、うち一名は滝川市立病院外科医長を学識経験者として必ず構成委員に入れ、他五名は市町の担当課長から選出することになっている。

なお、交通遺児奨学金は昭和五十四年当初対象者小学生五人、一人年額一万二、〇〇〇円、うち滝川市分〇人、中学生一四人、うち滝川市二人、一人年額二万円、高校生二二人、うち滝川市五人、一人年額三万六、〇〇〇円の支給となっている。

近年の加入状況・会費収入額・見舞件数（滝川市分）

年 度	加 入 人 数	加 入 率	収 入 額	見舞件数
昭和四十六年	一〇、六四二	二〇・五	三、八三一	七一
同 四十七年	九、六五五	一八・七	四、二三六	四一
同 四十八年	一〇、五六三	二〇・三	四、六二〇	
同 四十九年	一一、二一〇	二三・七	五、一二七	

加入奨励金・見舞金支出額（滝川市分）	昭和五〇年	昭和五一年	昭和五二年	昭和五三年
団体加入奨励金	一一、〇九一	一六、二四二	一五、九二六	一六、五三一
見舞金額	二二、六四四	三二、九四四	三一、〇〇〇	三二、一二二
団体加入奨励金	五、〇四九	六、九五八	六、八四一	七、一五七
見舞金額				三九

3 視聴覚ライブラリー事業

情報化時代に対応して中空知広域圏では「視聴覚ライブラリー」の設置について検討することになった。

昭和四十七年度に入り、広域的な事業として一地区に国・道からの補助金として四五〇万円の支出があり、視聴覚ライブラリーを設置してはどうかという話があった。

これ以前に滝川市では文化センターの建設に着手し、併行して市立図書館を設置することになっており、当然のごとく、この施設には視聴覚ライブラリーを置く計画であった。この設置基準は五万人に一カ所となっており、滝川市単独の設置も可能であるが、補助の年度指定はまた別な問題である。

圏域内一カ所の指定をめぐって砂川市では、かねて中空知教育局へ申込み済みの問題で砂川市に設置したいとして競合する問題となっ

た。協議会では視聴覚については個々の市町が各小中学校に器機を導入・利用を進めており、設備の充実とより効果的な活用を図るため、一カ所の設置には満足のいく活用はできないということであり、特に芦別市では設備する一六ミリ映写機、ビデオテープ、フィルム、などを長距離をかけ貸借することは大変なことで、芦別市にも設置したいということになった。

結局、設置基準からも適合する二、三の市町が共同で設置できるように毎年度一カ所の指定を受け、三カ年事業で砂川市・芦別市・滝川市の順で三カ所設置となった。

昭和四十七年度は砂川地区（砂川・奈井江・上砂川・歌志内・浦臼）のセンターとして砂川市役所内、昭和四十八年度は芦別地区（芦別・赤平）で芦別市教育青年の家に、昭和四十九年度は滝川地区（滝川・新十津川・雨竜）で滝川市立図書館に設置された。

三施設ともに管理運営面では中空知広域市町村圏組合教育委員会が設置され、協議のうえ各施設の関係市町間において内容の充実、利用活用の推進をはかる「地区視聴覚ライブラリー推進協議会」を置いている。滝川地区では三市町の校長会代表・教頭会代表各一名、小学校・中学校各一名・社会教育主事・市町教委からの三五名で構成されている。また、機材購入にあたる「教材等選定委員会」もあり、一五名の構成となっている。

昭和五十三年度末の滝川地区の機材の保有等と利用状況は次のとおりである。

1 機材の保有状況

第五章 広域行政

機材名	数量	機材名	数量
16ミリ映写機	1台	8ミリミリ撮影機	1台
8ミリ映写機	9台	8ミリミリ編集機	1台
8ミリ映写機	3台	ビデオテープ	1式
8ミリ映写機	4台		
8ミリ映写機	1台		

2 教材の保有状況

科目	数量	科目	数量
社会科	83	音楽	16
理科	101	算数	2
体育	76	図美	19
国語	6	技術	7
外国語	3	道徳	25
		特活	23
		動画	61
		社	86
		計	832

3 教材利用状況（滝川市分）

学年	学校	紙芝居	録音教材	T・P	レコード	スライド	16ミリ	コンセプト	8ミリ
小 学 校	第一小学校								
	第二小学校								
	第三小学校								
	西栄小学校								
	江部乙小学校								
計	550								
中 学 校	江陵中学校		1						
	明苑中学校								
	開西中学校								
	東栄中学校								
	江部乙中学校								
計	109								
社会教育団体等	830								

組合長 組合理事者・教育委員・組合議会議員 注 八関連記事第九編第二章第三節

就任年月日 退任年月日

佐久間 貞江(滝川市長) 昭和翌二・元

吉岡 清栄(同 右) 同 翌・五・三

後呂 義久(滝川市助役) 同 翌二・元

荒島 保(同 右) 同 翌・五・五

奥 久次(滝川市収入役) 同 翌二・元

高木 正義(同 右) 同 翌・五・三

松重 三郎(同 右) 同 翌・五・五

松重 三郎(同 右) 同 翌・五・五

松沢 寛(滝川市監査委員) 同 翌二・元

高木 正義(同 右) 同 翌・五・三

松重 三郎(同 右) 同 翌・五・三

布川 春雄(同 右) 同 翌・五・五

堀口 清(赤平市議長) 同 翌二・元

高江 良男(同 右) 同 翌・五・六

大下 肇(芦別市議長) 同 翌・五・三

三柳 亀治郎(同 右) 同 翌・七・三

本山 忠男(歌志内市議長) 同 翌・五・五

教育委員会委員

大道 忠夫(砂川市教育委員) 同 翌二・〇・三

堀川 一衛(芦別市 同) 同 右

堀田 武司(滝川市 同) 同 右

長谷川 庸治(赤平市 同) 同 右

織田 金六(奈井江町同) 同 右

萩原 松雄(浦臼町 同) 同 翌二・三・六

東出 芳夫(芦別市 同) 同 翌二・元

猪口 英之助(滝川市 同) 同 翌二・元

沢田 由夫(赤平市 同) 同 翌二・元

木津 武志(上砂川町同) 昭和翌二・六

教育委員長

堀田 武司(滝川市任期中) 猪口 英之助(現 在)

教育長

大道 忠夫(初期は現在)

中空知広域市町村圏組合議会議員

昭和四十五年十一月十九日選出議員

氏名	選出地	備考	氏名	選出地	備考
三柳 龜治郎	芦別市議長	長	松実 菱三	雨竜町長	
堀見 清一	奈井江町議長	副議長	堀口 貞清	赤平市議長	
遠藤 勝太郎	赤平市議長		石黒 誠二	滝川市議長	
山口 正直	砂川市議長		鈴木 貞	滝川市議長	
加藤 正雄	歌志内市議長		国分 春三	歌志内市議長	
萬藤 敏夫	奈井江町議長		皆木 留吉	上砂川町議長	
中野 与作	上砂川町議長		松ヶ平 五作	江部乙町議長	
伊藤 清栄	江部乙町議長		古橋 政一郎	浦臼町議長	
吉岡 清栄	浦臼町議長		鈴木 源太郎	新十津川町議長	
渋谷 清一	新十津川町議長		浅田 平太	雨竜町議長	
渋谷 清一	新十津川町議長		山尾 進	滝川市議員	

昭和四十六年五月二十六日選出議員

氏名	選出地	備考	氏名	選出地	備考
林 義政	芦別市議長	長	渋谷 清一	新十津川町長	
鈴木 源太郎	長副議長		田中 直吉	雨竜町長	
細谷 徹之助	芦別市議長		高江 良男	赤平市議長	
遠藤 勝太郎	赤平市議長		田中 君太郎	滝川市議長	
山口 正直	砂川市議長		山尾 進	滝川市議長	
加藤 正雄	歌志内市議長		武田 忠雄	砂川市議長	
萬藤 敏夫	奈井江町議長		国分 春三	歌志内市議長	
中野 与作	上砂川町議長		千徳 政一	奈井江町議長	
友成 一夫	浦臼町議長		皆木 留吉	上砂川町議長	

古橋 政一郎	浦臼町議長	浦本 幸太郎	雨竜町議長
--------	-------	--------	-------

昭和五十年五月二十一日選出議員

氏名	選出地	備考	氏名	選出地	備考
沢田 重男	砂川市議長	議3・長	沢田 重男	新十津川町議長	
佐藤 正一	同 右	1252 残任期 間議長	田中 直吉	雨竜町議長	
浦本 幸太郎	雨竜町議長	副議長	大下 肇	芦別市議長	
細谷 徹之助	芦別市議長		柏田 政次郎	赤平市議長	
佐々木 肇	赤平市議長		中村 正直	滝川市議長	
山口 正直	砂川市議長		太田 春三	滝川市議員	
斉藤 譲一	歌志内市議長		大西 利春	歌志内市議長	
萬野 敏夫	奈井江町議長		三上 利吉	奈井江市議長	
中野 与作	上砂川町議長		野中 清隆	浦臼町議長	
友成 一夫	浦臼町議長		堀 清隆	新十津川町議長	

昭和五十四年五月十五日選出議員

氏名	選出地	備考	氏名	選出地	備考
川上 仁三郎	赤平市議長	議長	本山 忠男	歌志内市議長	
松島 正光	上砂川町議長	副議長	萬塚 敏夫	奈井江町議長	
東田 耕一	芦別市議長		平塚 学夫	奈井江町議長	
小川 幸明	芦別市議長		長谷山 英夫	上砂川町議長	
佐々木 肇	赤平市議長		友成 一夫	浦臼町議長	
中村 正直	滝川市議長		荒磯 力男	浦臼町議長	
草沢 正薫	滝川市議員		山口 清論	新十津川町議長	
山口 正直	砂川市議長		堀 清隆	新十津川町議長	
沢田 政義	砂川市議長		田中 直吉	雨竜町議長	
斉藤 譲一	歌志内市議長		赤石 由雄	雨竜町議長	

第三節 滝川市ほか二町衛生施設組合

1 滝川市ほか三町衛生センター組合の設置

滝川市の「し尿処理施設」として昭和三十九年七月十五日操業開始した「衛生センター」は中島町に一日四〇キロリットル処理の四万人規模施設を誇り、当時余裕があるところから江部乙町・新十津川町・雨竜町の一部も利用させていた。

しだいに利用戸数の増加をみて施設能力の限界に達してきたので、施設の増強に迫られ、利用している一市三町で約二千九百万円を投じて二〇キロリットル処理規模の増設をはかることになった。

昭和四十四年六月十九日、滝川市では第三回臨時市議会を招集して地方自治法による一部事務組合である「滝川市ほか三町衛生センター組合」の設立を提案した。他の三町においても同様の議決があり同年七月一日道知事の認可を得た。

同年七月九日組合初議会が滝川市三名・三町各二名計九名の議員により滝川市役所で行われ、役員選出・条例などの議決を行って正式に組合が設置されたのである。

施設の増設工事も順調に進み同年十一月十七日の竣工式と同時に操業を開始したが、この装置は西ドイツから輸入したアーゼンドルフ方式を取り入れたものである。

昭和四十六年四月一日旧滝川市と江部乙町の合併により「滝川市

ほか二町衛生センター組合」と改称した。

なお滝川市では別に下水道の終末処理場を建設中であり、衛生センターの利用度はしだいに減少している。

衛生センター組合理事者・議員
組合長

就任 年月日
退任 年月日

佐久間 貞江(滝川市長) 昭和四・七九〜昭和四・六八
吉岡 清栄(同 右) 同 四・六八〜同 五・九七

助役
後呂 義久(滝川市助役) 同 四・七九〜同 五・九七

収入役
奥 久次(滝川市収入役) 同 四・七九〜同 五・五二
高木 正義(同 右) 同 五・五三〜同 五・九七

監査委員
松沢 寛(滝川市監査委員) 同 四・七九〜同 五・五二
高木 正義(同 右) 同 五・五三〜同 五・五二
松重 三郎(同 右) 同 五・五三〜同 五・九七

同組合議会議員

氏名	選出地	任期	備考
篠内 詰夫	滝川市議	四・七・九〜五・二一	議長
鈴木 源太郎	新十津川町議	同 四・六・六〜八	副議長
渋川 勝石	新十津川町議	同 五・〇・九〜一七	
藤井 亀次	滝川市議員	同 四・六・六〜八	
西村 ケイ子	同 右	同 四・六・三〜三一	
伊藤 等	江部乙町長	同 四・六・四〜三〇	
松ヶ平 五作	江部乙町議員	同 四・六・四〜三〇	
松実 菱三	雨竜町長	同 四・六・六〜八	
伊藤 清雨	雨竜町議員	同 四・六・六〜八	監査委員

2 滝川市ほか二町衛生施設組合

上村 徳治	新十津川町議員	四・六・六〜八・五〇・五・二一	副議長
田中 直吉	雨竜町長	四・六・五・一〜五〇・九・一七	
寺口 章	滝川市議員	四・六・六・八〜五〇・五・二一	
富沢 和雄	同 右	同 四・六・八〜五〇・五・二一	
穴吹 広義	雨竜町議員	同 四・六・八〜五〇・五・二一	監査委員
前田 春市	滝川市議員	同 五・〇・五・二一〜九・一七	議長
西村 ケイ子	同 右	同 五・〇・五・二一〜九・一七	
鶴田 儀夫	新十津川町議員	同 五・〇・五・二一〜九・一七	
井上 正雄	滝川市議員	同 五・〇・五・二一〜九・一七	副議長

滝川市とその近隣町との広域的な事業として「し尿処理業務」を行ってきたが、火葬場の使用も広域的な実態にあった。

滝川市では砂川市空知太にある市営火葬場を主として使用し、滝川の川と江部乙にあったが、いずれも老朽施設であった。しかし隣町の雨竜町でも同様で改築には相当の出費となり、数少ない利用に最低改修としても数百万円も要するところから、昭和四十三年に至り滝川市の火葬場を利用許可をほしいとの申入れがあった。

滝川市では空知太にまだ余裕があるところから必要な経費を負担してもらうことで使用許可したが、その後、新十津川町からも使用したいということで、空知太市営火葬場が一市二町の利用施設となっていた。昭和四十八年度には老朽の滝の川を廃止した。

ところが、昭和四十九年九月二十七日空知太火葬場が全焼してしまふという事態が起こり、滝の川火葬場を再度使用することになっ

た。

三市町では老朽化の著しい施設の更新について協議し、共同出資による近代的な施設の新築をはかることになり、さきのし尿処理と火葬処理の二事業を一部事務組合方式とする「衛生施設組合」の設置とした。したがって「衛生センター組合」は統合廃止となる。

昭和五十年九月十六日、道知事の認可により、翌十七日「滝川市ほか二町衛生施設組合」の設立議会を開催して正式に発足をみた。

広域火葬場は北滝の川の第二小学校学校林地に敷地を求め、「滝の川斎苑」の名称のもとに同年九月三十日起工式を挙行、昭和五十一年五月二十六日完工式と火入れ式を行い同年六月一日から使用を開始した。滝の川斎苑の概要は次のとおりである。

所 在 滝川市北滝の川二、〇二六番地の二

敷地面積 九、九六四平方メートル

建築面積

火葬棟三〇〇平方メートル

渡廊下三一・五平方メートル

待合棟一八九平方メートル

計 五二〇・五平方メートル

管理人住宅五六・七平方メートル

残骨堂四平方メートル

事業費

設計費 一、〇〇〇千円

築炉工事費 二三、〇〇〇千円全自動操作式（無煙無臭装置）

火葬炉三基（うち一基暖室焼却炉付）
（石炭兼用炉止面四基）

建物工事費 七五、八五〇

附帯外構工事、残骨堂含む

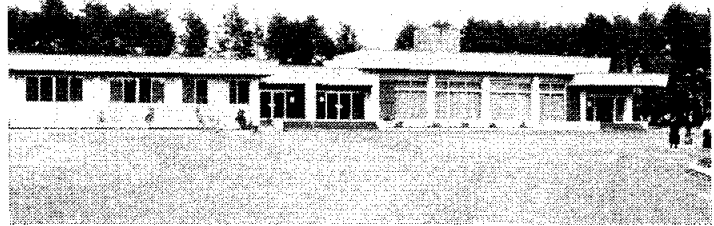
設備工事費 八、四五〇

電気・暖房・給排水工事

造園工事費 三、二〇〇

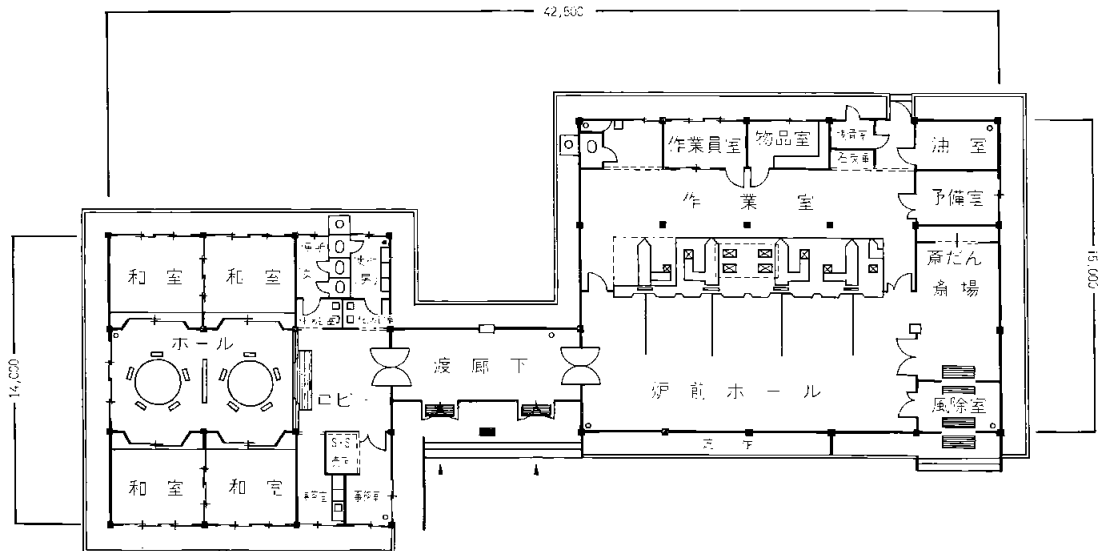
花だん造成・植樹

計 一一一、五〇〇千円



滝の川斎苑

滝の川斎苑平面図



鉄筋コンクリート平屋建て高い煙突のないこの施設は道内でも最新式の近代
的なものである。
〔関連記事・宗教編第四節・滝の川斎苑〕

理事者

就任 退任

組合長 吉岡清栄(滝川市長) 昭和五・九・七 現在
助役 後呂義久(滝川市助役) 同 右 五・五・二
同 金山二男(同) 右 五・五・三 現在
収入役 高木正義(滝川市収入役) 同 五・九・七 五・五・二
同 松重三郎(同) 右 五・五・三 現在
同 松重三郎(滝川市監査委員) 同 五・九・七 五・五・二
同 布川春雄(同) 右 五・五・三 現在

同組合議会議員

氏名	選出地	任期	備考
前田春市	滝川市議員	五〇・九・一七 五四・四・三〇	議長
鶴田儀夫	新十津川町議員	同	副議長
波川勝石	新十津川町議員	同	同
西村ケイ子	滝川市議員	同	同
井上正雄	同	同	同
由良三郎	同	同	同
穴吹広義	雨竜町議員	同	同
田中直吉	雨竜町議員	同	同
峰村孝	滝川市議員	五四・五・一一 五四・五・一一	副議長
松山力三	同	同	同
岡嶋賢二	同	同	同
岡田定之	同	同	同
山口諭	新十津川町議員	同	同
山原新	雨竜町議員	同	同

第四節 滝川市ほか二市二町伝染病隔離病舎組合

離病舎組合

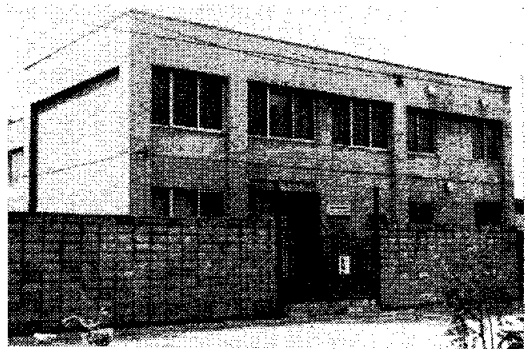
社会生活の向上に伴い衛生的な家庭環境が形成され、しだいに伝染病が減少し、法定伝染病は年間に数件又は皆無に等しい発生率となったが、急激な発生をみる可能性もある。

滝川市及び近隣市町の伝染病隔離病舎が老朽化し、その改築を迫られていたが、前述のとおり発生率が少ないため、個々の市町が一定の施設を作ること避け、広域的な利用施設を作ることになり昭和四十六年八月二十一日道知事の認可を得た。

この一部事務組合は滝川市のほか赤平市・新十津川町・雨竜町で構成している。議員数は定数八名として関係市町長と関係市町議会議員のうちから選挙した者一名として一市町から二名を選出することになっている。

認可日に初議会を開催して組合を設立し、役職を議決のうえ、隔離病舎を建設することになり、昭和四十六年九月六日着工、翌四十七年三月二十日竣工の運びに至った。その概要は次のとおり。

- 所在地 滝川市大町二丁目二番 滝川市立病院敷地内
- 敷地面積 四五八平方メートル
- 建物構造 鉄筋コンクリート造 二階建 延面積五三〇・一九平方メートル
- ベット数 二三床
- 事業費 建築工事費 三、一八七万六、三八二円
- 附帯工事費 六四〇万三、六一八円
- 備品購入費 五〇一万六、五一〇円
- 計 四、三二九万六、五一〇円



隔離病舎

組合事務所は滝川支役所内（衛生課内）に置き、医療に当たっては滝川市立病院医師が兼務している。なお昭和五十三年度には患者が皆無の状態であった。
昭和五十二年に至り同組合組織に芦別市が加入したい旨の中入れがあり六月二十九日「滝川市ほか二市二町伝染病隔離病舎組合」と改称されて現在に至っている。

同組合理事者

組合長	吉岡清栄	(滝川市長)	〓・八三	〓	現	在
助役	後呂義久	(滝川市助役)	同	右	〓・五二	〓
同	金山二男	(同)	右	〓・五三	〓	現
収入役	奥久次	(滝川市収入役)	〓・八三	〓	〓・五二	〓
同	高木正義	(同)	右	〓・五三	〓	〓・五二
同	松重三郎	(同)	右	〓・五三	〓	現
同	松重三郎	(同)	右	〓・五三	〓	〓・五二
監査委員	松沢寛	(滝川市監査委員)	〓・八三	〓	〓・五二	〓
同	高木正義	(同)	右	〓・五三	〓	〓・五二
同	松重三郎	(同)	右	〓・五三	〓	〓・五二
同	松重三郎	(同)	右	〓・五三	〓	〓・五二
同	布川春雄	(同)	右	〓・五三	〓	現
同	布川春雄	(同)	右	〓・五三	〓	〓・五二

同組合議会議員

第五章 広域行政

昭和四十六年八月二十一日選出議員

氏名	選出地	備考	氏名	選出地	備考
末松和夫	赤平市議員	中途退任	勝太郎	赤平市議員	
吉岡重信	滝川市議員	後任	山口八郎	赤平市議員	
鈴木源太郎	新十津川町議長	副議長	中直吉雨	滝川町議長	
西川能智男	滝川市議員	監査委員	川勝	新十津川町議長	
西村ケイ子	滝川市議員				

昭和五十年五月二十一日選出議員

中川金作	新十津川町議員	議長	小林昭一	滝川町議員	
柿田静夫	赤平市議員	副議長	山口松男	滝川市議員	
田中直吉	滝川町議員	監査委員	種田良一	同	右
佐々木肇	赤平市議員		波川勝	新十津川町議長	
玉井武夫	新十津川町議員	議長	細谷徹之助	別市議員	
伊藤吉太郎	赤平市議員	副議長	長高島	寿子	芦別市議員

昭和五十四年五月十一日選出議員

川上仁三郎	赤平市議員	議長	中直吉雨	滝川町議長	
塩崎能宣	新十津川町議員	副議長	小林昭一	滝川町議員	
東田耕一	別市長	監査委員	鎌田尚彦	滝川市議員	
佐々木肇	赤平市議員		種田良一	同	右
山口論	新十津川町議長		鶴林忠幸	芦別市議員	

第五節 空知教育研修センター組合

時代の流れとともに生産技術の進展は著しいものがあり、経済文化の向上はさらに技術革新を必要としている。

教育についても日に日に新しく、子弟教育も熱心で人間性の向上、いわゆる人づくりの時代といえる。

これに対応する教職員の質の向上の要求は当然のことであり、昭和三十年代の後半ごろから先進都府県では教育活動の伸展を図るうえに研修の場を与えるところがみられるようになった。

すなわち、この研修を助長させる機関として教育研修センターの設立と活用が顕著な成果を挙げつつあった。

北海道では昭和四十一年十勝管内全域をもって、幕別町に「十勝教職員研修センター組合」を置き、教職員の宿泊・研修の場として活用されることになったのが、最初の組合施設である。

従来、教職員の研修に当たっては学校を利用していることが多く当番校では学校を休みにするなど支障があり、場所的にも不便な場合が多く見られた。

空知教育局長から空知管内にも一カ所設置してはどうかとの話に校長会及び教育委員会関係者の関心が高まった。

特に滝川市では教育長岡本義雄は熱心であり、滝川市長佐久間貞江も積極的に動き出したのである。

昭和四十二年五月八日空知管内の市町村長会で議題となり、続いて同月十五日に市町村長・同議会議長・教育委員会・校長会・教育研究所の各代表が集まり、「研修センター設立期成会準備委員会」がもたれた。同会では組合方式によることにして「空知教育研修センター設立期成会」を結成し、建設位置は滝川市に決定した。

道費の補助内諾もみてただちに組合設立の段階を迎えるかにも見え

たが、この種類似施設のある三笠市・夕張市が「独自に教育研修施設を持つているので、二重経費となる。」との理由で不参加を表明した。道の指導では管内全域が足なみを揃えないと助成できないということで暗礁に乗り上げ、同年度設立は流れてしまった。

翌四十三年に入って滝川市の積極的な運動により両市とも理解と協力に一転し、道への申請により同年四月二十六日道認可となった。

同年五月二十三日滝川市役所において初の組合議会議を開き議事、組合人事の選定も済み正式に組合が設置された。

研修センター建設準備も整い同年六月六日第二回議会議開催及びセンター起工式が現地の滝川市緑町三丁目六番(三〇番地の三)で行われ、順調な工事経過により十月十五日に落成式を行い、翌十六日に開館使用となった。

同施設の概要は次のとおりであるが、教育研修の実技効果を高めるため、昭和四十八年八月二十五日増築工事を着工、翌四十九年三月三十日完工、同年五月二十四日に第二期工事の落成式を行っている。

第一期工事の概要

敷地面積	二、五三六・六七平方メートル
建物構造	鉄骨・鉄筋コンクリート造 二階建
建築面積	六六九・四四平方メートル 延べ面積一、一一七・四四平方メートル

主な設備

一階	大会議室一八九・四四平方メートル収容人員二〇〇〜三〇〇人 ス テージ付、研修室(二室) 各四〇・五平方メートル、浴室(二
----	--

室)、所長室、事務室、管理人室、厨房二七・五平方メートル、

ポイラー室、便所

二階
 実習室六四・八一平方メートル、図書資料室四〇・五平方メートル、洋室(二室)各二七平方メートル、和室(五室うち一室茶室)各二〇平方メートル、洗面所、研究室

事業費 主体工事費 二、五一一万六、六二八円
 付帯工事費 一、〇八八万三、三七二円

計 三、六〇〇万円

なお、本施設は旅館営業許可を得て教職員の長期研修の場として充分な活用をはかれるように宿泊定員五〇名の施設設備となっている。

第二期工事の概要(昭和四十九年設置)

建物構造 鉄筋コンクリート造 四階建

建築面積 二七〇・〇平方メートル延べ面積一、〇八三・〇八平方メートル

主な設備 一階 図工美術実習室、研究調査室

二階 アナライザー、LL演習室、視聴覚実習室

三階 理科実習室

四階 音楽実習室(M・Lミュージック・ラボラトリー付オルガン十八台) 天文実習室(小型プラネタリウム付属)

事業費 主体工事費 五、二八六万円
 暖房衛生費 九九五万円

電気設備費 一、〇〇二万五、〇〇〇円

計 七、二八三万五、〇〇〇円

第二期工事の完成により管内はもとより道内でも教育研修の殿堂となった。

研修事業も充実した内容をもち実技講座、実践交流講座、サービスクラス講座(二学校教員全員の研修)、講演会などを計画的に実施している。

昭和五十四年度の研修講座内容は次のとおりである。

第五章 広域行政

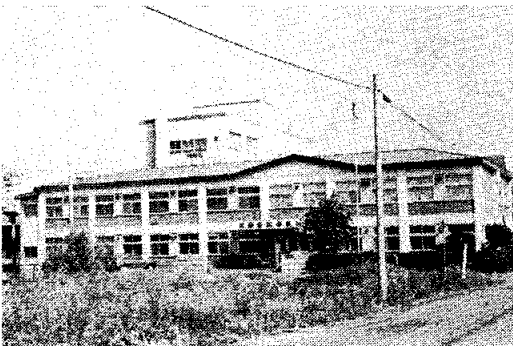
一 実技講座

対象	中学校			小学校				講座名	回数	人数	日数
	理科	音楽	美術	体育	図画工作	音楽	理科				
小	野外観察(植物)	リズムダンス	彫	歌	器	理	理	理	理	二	二
計	同(地学)	ボール運動	絵(描画)	器	器	理	理	理	理	二	二
二	天体観測	リズムダンス	絵(描画)	器	器	理	理	理	理	二	二
三	理科教材製作	リズムダンス	絵(描画)	器	器	理	理	理	理	二	二
四	理科教材製作	リズムダンス	絵(描画)	器	器	理	理	理	理	二	二
五	理科教材製作	リズムダンス	絵(描画)	器	器	理	理	理	理	二	二
六	理科教材製作	リズムダンス	絵(描画)	器	器	理	理	理	理	二	二
七	理科教材製作	リズムダンス	絵(描画)	器	器	理	理	理	理	二	二
八	理科教材製作	リズムダンス	絵(描画)	器	器	理	理	理	理	二	二
九	理科教材製作	リズムダンス	絵(描画)	器	器	理	理	理	理	二	二
十	理科教材製作	リズムダンス	絵(描画)	器	器	理	理	理	理	二	二
十一	理科教材製作	リズムダンス	絵(描画)	器	器	理	理	理	理	二	二
十二	理科教材製作	リズムダンス	絵(描画)	器	器	理	理	理	理	二	二
十三	理科教材製作	リズムダンス	絵(描画)	器	器	理	理	理	理	二	二
十四	理科教材製作	リズムダンス	絵(描画)	器	器	理	理	理	理	二	二
十五	理科教材製作	リズムダンス	絵(描画)	器	器	理	理	理	理	二	二
十六	理科教材製作	リズムダンス	絵(描画)	器	器	理	理	理	理	二	二
十七	理科教材製作	リズムダンス	絵(描画)	器	器	理	理	理	理	二	二
十八	理科教材製作	リズムダンス	絵(描画)	器	器	理	理	理	理	二	二
十九	理科教材製作	リズムダンス	絵(描画)	器	器	理	理	理	理	二	二
二十	理科教材製作	リズムダンス	絵(描画)	器	器	理	理	理	理	二	二

二 実践交流講座

小学校 | 国語・社会・算数・理科・特別活動・学級経営・複式教育・言語障害児教育の各一回・対象人数一四〇二〇人数は各二日又は三日間

小・中学校 | 学校経営・学校保健・特殊教育・教育評価・学校事務の各二



空知教育研修センター

回又は二回、対象人員二〇・三〇・四〇人、日数は各二日又は三日間

中学校——国語・社会・数学・理科・特別活動・教育相談の各一回、対象人員一二人〜四人、日数二日又は三日間合計対象人員七〇二人

三 その他の講座

幼稚園保育所——幼児教育（音楽リズム）、（絵画製作）、各二回、対象人員八〇人、日数各二日間

運営の方針としては次のとおりである。

- 1 学校教育の現代化と教職の専門性を高めるため、研修事業の充実につとめる。
- 2 教職員の自主的研修の要請にこたえるため、施設・設備・資料等を整備する。
- 3 教育関係機関、団体との連絡提携を緊密にする。
- 4 社会教育や幼児教育の振興にもつとめる。

運営目標は「管内の市町村が共同して、教職員の研修ならびに研修に関する調査研究等を実施し、教職員の資質の向上をはかる。」とされている。センターでは広報・広聴活動として毎月センター短信・年六回のセンターだより、と研究紀要「研修空知」を発刊している。

空知教育研修センターの運営を参考として、道内各地でも設置の

動きがあり、現在道内八カ所となっている。

組合運営機構

組合長——事務局長——庶務係長——係

収入役

組合教育委員会

教育長・次長・指導主事・庶務係長・係

センター所長・副所長

研修係長・指導員・協力員
(一名) (三名)
庶務係長・係・管理人

組合議会——議会事務局長・局員

組合監査委員

組合理事者

就任 年月日 退任 年月日

組合長	佐久間 貞江 (滝川市長)	〇・五・三	〇・五・三
同	吉岡 清栄 (同 右)	〇・六・五	〇・四・三
助役	後呂 義久 (滝川市助役)	〇・五・三	〇・五・二
同	荒島 保 (同 右)	〇・五・三	〇・五・二
収入役	奥 久次 (滝川市収入役)	〇・五・三	〇・五・二
同	高木 正義 (同 右)	〇・五・三	〇・五・二
同	松重 三郎 (同 右)	〇・五・三	〇・五・二
監査委員	松沢 寛 (滝川市常勤)	〇・五・三	〇・五・二
同	高木 正義 (同 右)	〇・五・三	〇・五・二
同	松重 三郎 (同 右)	〇・五・三	〇・五・二
同	布川 春雄 (同 右)	〇・五・三	〇・五・二
同	萬 敏夫 (奈井江町長議選)	〇・五・三	〇・五・二
同	組合議会議長・副議長		
議長	阿部 四郎 (美唄市議会議長)	〇・五・三	〇・六・五
同	天崎 義徳 (栗沢町議長)	〇・六・五	〇・五・四
同	橋爪 本一 (南幌町議長)	〇・五・四	〇・五・三
同	副議長		
同	松実 菱三 (雨竜町長)	〇・五・三	〇・六・五
同	西森 巽 (沼田町長)	〇・六・五	〇・五・四

同 村上正明(妹背牛町議員) 五〇・五二四 〽 五二・二九
 同 堀田昌俊(同 右) 五二・二九 〽 五三・四〇
 同 川崎義雄(同 右) 五三・五二五 〽 現 在

組合教育委員会委員
 教育委員長玉堀為道(沼田町教育長) 五三・五三三 〽 五三・六五
 同 島田清徳(夕張市教育委員) 五三・六二五 〽 五三・五三
 同 山田忠八(長沼町教育委員) 五三・五三三 〽 五三・二一

同 齊藤和雄(秩父別町教育委員) 五三・一三三 〽 現 在
 委員教育長岡本義雄(滝川市教育長) 五三・五三三 〽 五三・五三
 同 網瀨正幸(同 右) 五三・六一 〽 現 在
 委員 村上竜雄(夕張市委員) 五三・五三三 〽 五三・九三〇
 同 実吉安久(栗山町教育長) 五三・五三三 〽 五三・三三〇
 同 萩原松雄(浦臼町教育長) 五三・五三三 〽 五三・五六
 同 徳下守親(北村教育長) 五三・二二三 〽 五三・三九
 同 島田清徳(夕張市教育委員) 五三・二〇二 〽 五三・五三
 同 山田忠八(長沼町教育委員) 五三・三九 〽 五三・五三
 同 齊藤和雄(秩父別町教育委員) 五三・五三三 〽 五三・一三
 同 藤島有平(美唄市教育長) 五三・六二五 〽 五三・一七
 同 中谷武夫(新十津川町教育長) 五三・八二五 〽 五三・二七
 同 島村茂雄(美唄市教育長) 五三・二二〇 〽 五三・六五
 同 織田健治(長沼町教育委員) 五三・二二七 〽 五三・三九
 同 坂下一也(由仁町教育長) 五三・二二七 〽 現 在
 同 長岡了(奈井江町委員) 五三・二九 〽 現 在
 同 沢田由夫(赤平市教育長) 五三・六二五 〽 現 在

組合研修センター所長・副所長
 所長 岡本義雄(滝川市教育長) 五三・二〇一 〽 五三・五三
 同 網瀨正幸(同 右) 五三・六一 〽 現 在

第五章 広域行政

副所長 小野武男(秩父別小学校長) 五三・二〇一 〽 五三・七三
 同 網瀨正幸(江陵中学校長) 五三・五一 〽 五三・五三
 同 稲童丸豊(第三小学校長) 五三・二〇一 〽 五三・四一
 同 高田富勝(第二小学校長) 五三・四一 〽 現 在

第六節 北海道広域市町村圏連絡協議会

昭和四十四年に広域市町村圏の構想を打ち出した国では、同年度に全国で五五圏域を指定し、道内では中空知と富良野の二圏域がモデル圏域として指定された。

翌四十五年度の指定では全国で七三圏域、道内では遠紋圏と十勝圏の二カ所である。次の四十六年度指定は全国で一七圏、道内では八圏域が指定となり広域行政の何であるかが理解され出した年度で活発に動き出した。この第三次指定で道内予定圏域二〇圏のうち一二圏域が指定を受けたことになったが、広域行政の動きが個々の圏域にとどまっている状況にあった。

中空地広域市町村圏では既に第二次目の計画が実行に移っており、広域圏行政の先達として他圏域のモデル的存在となっていたが全道的な広域圏の活発化をはかるため、中空知広域圏会長吉岡清栄は各圏域との連絡調整をはかろうと考えた。

昭和四十六年十一月二十六日、指定を受けた広域圏の事務局長会を滝川市で開催して圏域の振興対策と問題点について意見を交換し、また連絡組織としての連絡協議会を設立してはどうかを各圏域にはかった。当日の会議には自治省振興課長補佐秋田周、道総務部

地方課長石井徳洪、道地方課振興係長城戸元亮の出席を得て会議を盛りあげ活発な意見交換ができた。

各圏域の意向を受け、翌四十七年一月十八日、広域圏会長会が滝川市でもたれ、北海道広域市町村圏連絡協議会設立総会に移行し、規約の設定、役員組織が決定した。

この協議会は「この協議会は、関係団体との有機的な連携のものと必要な調査研究を行い、広域市町村圏整備の推進をはかり、各圏域の総合的な発展を期することを目的とする」となっている。

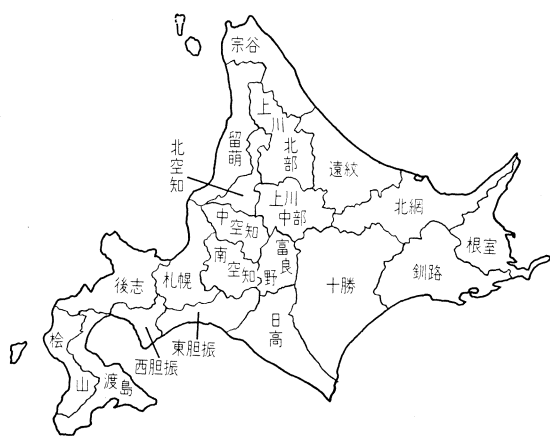
この第一回の総会では当年度指定地区が多く計画未実施のため具体的経過について集中討議が行われたが、道内の広域圏の要望をまとめて国、道に述べる方途を開き、広域圏計画と生活圏計画との調整を進めること。会の方向づけとして

- 1 調査研究——共同処理システムと広域行政制度の調査研究
- 2 情報交換——道内・道外の情報把握と伝達
- 3 国・道への運動——制度の改善・財政措置問題
- 4 会のもち方——総会是全国総会の直前ごろ・年一回・役員会・事務局会議をもつ。

一二圏域の要望として国庫補助負担金の優先取扱い、地方交付税期限の延長、積雪寒冷補正の適用、地方債の拡大、過疎債・辺地債の増額などをあげ、当面する諸問題を強く国、道に要望することになった。

昭和四十七年度は残る八圏域の指定となり、昭和四十七年七月二十八日事務局長会議、同年八月四日総会により昨年来の要望を強く推進することになった。

道内広域圏区分図



昭和四十八年度には未加入だった圏域も各々の広域圏体制が整い八月三十一日の総会は全道二〇圏域の組織団体となり、自治省行政局振興課長・道地方課長補佐の出席のもとに開催され、北海道の広域行政の取り組みを国では高く評価するようになった。

全国的な広域圏組織と

しては昭和四十六年十月一日「広域市町村圏整備推進協議会」が全国市長会事務局に置かれ、広域行政の推進調整に当たっているが、都道府県単位では北海道が最初の組織であり、大きな団体である。昭和四十九年度以降現在において、ますます広域行政の推進と調整ははかられ、北海道の発展と地域の振興に活発な運動を展開している。

道内広域市町村圏一覽(昭和五十四年度現在)

圏域名 (指定年月日)	構成 市町村	圏域の		行政機構の名称	代表者 (事務局所在地)
		面積 (五〇年)	人口		
中空知 (昭・九二七)	五市五町	平方キ ロメー トル	二〇、二〇二 人	中空知市町振興協議 会 (事実上)	滝川市長 吉岡清栄 (滝川市広域生活総合 センター)

富良野地区 (昭・九・七)	遠紋地区 (昭・七・七)	十勝地区 (昭・七・七)	北網地区 (昭・七・三)	留萌地区 (昭・七・三)	宗谷地区 (昭・七・三)	上川北部地区 (昭・七・三)	北空知地区 (昭・七・三)	渡島 (昭・七・三)	日高 (昭・七・三)	西胆振 (昭・七・三)	上川中部地区 (昭・七・七)
一市三町	一市九町 二村	一市一六 町三村	二市一 町一村	一市七町	一市八町	二市七町	一市五町	一市一四 町二村	九町	三市三町 二村	一市八町
二、八七	五、四〇	〇、八三	五、四六	四、〇元	四、〇七	四、〇六	一、八四	三、七六	四、八六	一、五五	三、四七
五、六七	一〇、七六	三、四三	二、五、二五	三、七五	一、〇、九〇	二、五、二七	六、二、三	四、六、七九	一〇、五、二三	二、七、二、〇五	三、六、三三
富良野地区広域市町 村振興協議会 (法上)	遠紋地区広域市町村 圏振興協議会 (法上)	十勝圏振興協議会 (法上)	北網広域圏振興協議 会 (法上)	留萌広域圏振興協議 会 (法上)	宗谷広域圏振興協議 会 (法上)	上川北部地区広域市 町村圏振興協議会 (法上)	北空知圏振興協議会 (法上)	渡島広域市町村圏 振興協議会 (法上)	日高地方振興協議会 (法上)	西胆振広域圏振興協 議会 (法上)	上川中部地区広域市 町村圏振興協議会 (法上)
富良野市長 滝口国一郎 (富良野市役所内)	紋別市長 金田武 (紋別市役所内)	帯広市長 田本憲吾 (帯広市役所内)	網走市長 安藤哲郎 (網走市役所内)	留萌市長 原田栄一 (留萌市役所内)	稚内市長 浜森辰雄 (稚内市役所内)	士別市長 国井英吉 (士別市役所内)	深川市長 桜井清美 (深川市役所内)	函館市長 矢野康 (函館市役所内)	静内町長 種村種光 (静内町役場内)	室蘭市長 岩田弘志 (室蘭市役所内)	旭川市長 阪東徹 (旭川市役所内)

檜山地区 (昭・七・七)	根室 (昭・七・七)	南空 (昭・七・七)	釧路地区 (昭・七・七)	東胆振 (昭・七・七)	後志 (昭・七・七)	札幌 (昭・七・七)
一〇町	一市四町	一市六町	一市七町	一市六町	一市一三 町六村	三市三町
二、八五	三、四九	二、七二	六、〇二	二、三三	四、三〇	三、五二
七、〇五	九、八五	二、五、二九	二、七、七四	一、八、五五	三、〇、八三	一、四、七、三
檜山地区広域圏振興 協議会 (法上)	根室広域圏振興協議 会 (法上)	南空知広域市町村圏 振興協議会 (法上)	釧路圏振興協議会 (法上)	東胆振広域振興協議 会 (法上)	後志広域圏振興協議 会 (法上)	札幌広域市町村圏振 興協議会 (法上)
江差町長 本田義一 (江差町役場内)	根室市長 寺嶋伊芥雄 (根室市役所内)	岩見沢市長 国兼孝治 (岩見沢市役所内)	釧路市長 鱈淵俊之 (釧路市役所内)	苫小牧市長 大泉源郎 (苫小牧市役所内)	倶知安町長 吉田富美雄 (倶知安町役場内)	札幌市長 板垣武四 (札幌市役所内)

歴代役員	就任	退任
会長 吉岡清栄 (中空知市町振興協 議会会長・滝川市長)	昭和昭・一六	現在
副会長 菅原啓 (遠紋地区広域市町 長)	昭・二〇	現在
同 服部吟次郎 (日高地方振興協 議会会長・静内町長)	昭・二〇	現在
同 吉田富美雄 (後志広域市町村圏振興 協議会会長・倶知安町長)	昭・二一	現在
同 種村種光 (日高地方振興協 議会会長・静内町長)	昭・二一	現在
同 金田武 (遠紋地区広域市町 長)	昭・二一	現在
同 高松竹次 (富良野地区広域市町 長)	昭・二一	現在
同 滝口国一郎	昭・二一	現在

同	真鍋政之	(北空知圏振興協議 会長・澁川市長)	昭和四一・一六	〽・九一
同	桜井清美	(同)	右)	同 〽・〇一
付・(全国)	広域市町村圏整備推進協議会役員関係分			
副会長	吉岡清栄	(澁川市長)	昭和四一・一三	〽・〽
世話人	吉岡清栄	(同)	右)	同 〽・〇一
同	国井英吉	(土別市長)	同 〽・一三	〽・〽
同	菅原啓	(紋別市長)	同 〽・六四	〽・六元
同	金田武	(同)	右)	同 〽・七一
				〽・〽
				現在

第七節 滝川地区広域消防事務組合

広域市町村圏振興計画に基づき、広域消防の取扱いが議題となった。広域的な消防活動は既に昭和三十九年三月、中空知九市町による消防相互応援協定を締結しており、広域行政では最も早い取組みをみせていた。

この九市町は滝川市・砂川市・赤平市・歌志内市・江部乙町・新十津川町・浦臼町・奈井江町、上砂川町であるが、市を除いていざずれも常備消防署がない状況であった。

昭和四十六年に入って広域消防の組合組織が検討され、同年七月二十二日振興協議会事務局会議を行い、続いて同月二十九日、圏域内消防長、署長、消防団長会議、同月三十一日消防関係主管課長等会議を経て、各市町ごとの協議結果を持ち寄り、同年八月六日助役、消防長、消防団長の合同会議を開催して広域消防に対する意向の集約をはかった。

同月十一日中空知市町振興協議会に消防事務組合の設立が正式議

題として上提された。

広域消防については圏域内一本化を理想とするところであるが、各市町における消防組織、消防団等の経緯と特殊性なども考慮して当面は最小限度の組合組織とするブロック割にした。

地域的には芦別・赤平・歌志内地区、滝川・新十津川・雨竜地区砂川・奈井江・浦臼・上砂川地区の三地区として、各々が組合組織をはかる。ただし芦別ほか二市一町は消防署があり組合設置をしない。

広域消防組合の設立による利点をあげれば、消防署未設置の町における常備消防化を進め、消防力及び予防行政の強化を図れるもので、圏域内総合的な消防体制の向上を目標とするものである。

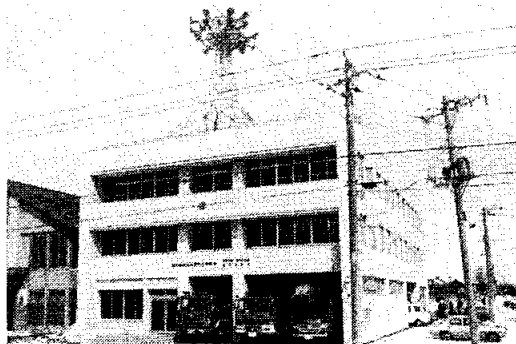
特に町の署常備化を進める場合は大きな利点があげられ

- 1 新たに政令指定を受ける町においては消防費に係る分の地区交付税が二倍以上に増額される。
- 2 消防施設整備のための補助・起債が優先的にみられる。
- 3 消防団員の補充難についても、常備化により消防体制の弱体化を防止できる。

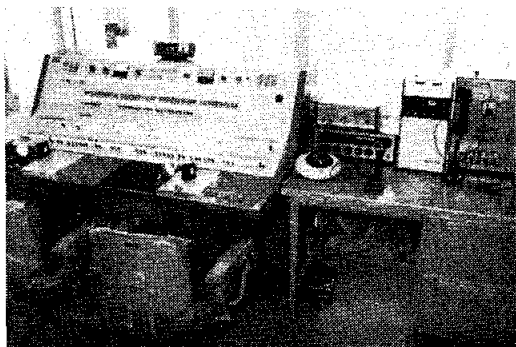
などがあって、町にとつては有利になり、また主としても消防力の強化があげられる。

これにより滝川市では新十津川町と雨竜町とで「滝川地区広域消防事務組合」を設立することになり、道への申請、昭和四十七年三月二十八日通知事認可となった。

組合議員は一市町三名の九名定員とし同月三十日組合議会を開催し、組合人事、議会人事の決定をみて正式に組合が設立した。

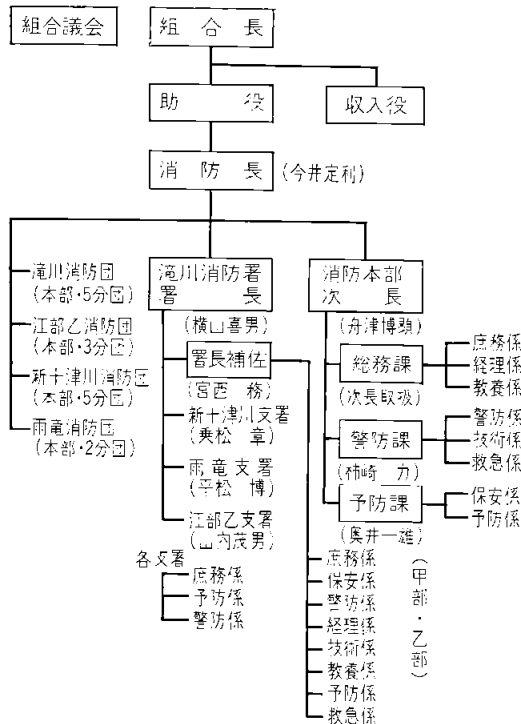


消防庁舎



通信指令室（消防救急指令装置）

組合消防組織図



(昭和54年6月1日現在組織)

翌日の昭和四十七年四月一日ただちに滝川地区広域消防事務組合消防本部及び滝川消防署を滝川市役所内におき、開庁式を挙行政した。消防職員体制は滝川市消防職員六四名、滝川消防団員七〇名、江部乙消防団員四八名、新十津川町は職員七名、団員一一三名、雨竜町は職員三名、団員五三名で発足した。

消防庁舎は昭和五十三年八月二十五日滝川市緑町二丁目三番地七に位置を定め新築着工、五十四年三月二十五日竣工により、同年四月二日から使用、五日に開庁落成式を挙行政した。

敷地面積一、三〇〇・一平方メートル、建物構造は鉄筋コンクリート造三階建、一階面積五三三・一七五平方メートル、二階五四〇平方メートル、三階四二九・三七五平方メートル、屋上部階六一・二平方メートルの計一、五六三・七五平方メートルである。

工事は本屋工事設備費二億五七四万五、〇〇〇円、消防・救急指令装置が一、四九六万円、庁用備品七〇〇万円、設計費三九六万円で合計費用は二億三、五八一万五、〇〇〇円である。

附帯設備としてホース洗浄溝、融雪溝の外溝と屋外ホース乾燥塔を設備しており、車庫前は冬期融雪のための温水融雪管を配置して救急出動に対応した配慮をしている。

なお庁舎内の特殊施設としては出力一、四〇〇ワットのサイレン装置（拡声放送方式）と消防救急指令装置がある（消防活動は後述の治安の項を参照のこと）。

消防事務組合理事者

就任 退任

組合長 吉岡 清栄（滝川市長）昭和四三・三三〇〇 現 在

松葉	弘雨竜消防団長
----	---------

歴代消防長(組合)	就任	退任
初代 秋山義雄 昭和四・四・一	年月日	年月日
二代 今井定利 昭和五・四・一	年月日	年月日
	昭和五・三・三	昭和五・三・三
	現	在

第八節 広域行政の展開

昭和四十四年度の自治省認定による中空知広域圏は活発な広域行政を展開することになり、共同による一部事務組合を設置して行財政の効率化をはかった。さらに各市町が課題とする問題が山積しており、この解決にあたり圏域の意志を結集した後には広域圏問題として要望し実現する方策がとられるようになった。

中空知圏域の概要については現在五市五町であるが、圏域面積は香川県・大阪府より大きく東京都・神奈川県・佐賀県とほぼ同じ位であるが、人口は少なく上記各府県のうち最小の佐賀県でも八十数万人に対し、本圏域はこの四分の一弱の二〇万人を割っている現状である。

終戦後、日本の復興を図る国の政策は食糧増産と資源の活用により一日も早く豊かな日本を作りあげることにあった。

本圏域はこの国情を反影し農業地区への人口流入と石炭産業の著しい振興発展により急激な人口増加をみた地域である。

昭和三十年代後半からは経済的には安定期に入り、さらに生活経

済の向上をはかる施策が進み重化学工業、電子産業の発展に伴って工業地帯への人口流動が始まった。昭和四十年代に入ると石炭から石油を燃料とする時代への移りは、本圏域の人口減少を招き過疎地域指定の市町が多くなった現状である。本圏域の人口推移は次のとおり。

市町名	昭和二十五年	三〇年	三五年	四〇年	四五年	五〇年
芦別市	五、五七	六、〇六一	六、二七	五、二二	四、七〇	五、五〇
赤平市	四、六一	五、五八	五、六五	四、六八	三、六四	三、五五
滝川市	二、八四	三、〇七	三、〇九	四、七九	五、五五	五、〇〇
砂川市	二、四六	三、〇七	三、五〇	三、〇五	二、七六	二、〇三
歌志内市	四、五五	五、六二	六、〇三	三、七四	二、九四	二、七六
奈井江町	一、四七	一、六一	一、八八	一、五三	一、九五	一、九二
上砂川町	三、六七	三、五五	三、三三	二、八七	二、七六	三、六六
江部乙町	九、五三	九、八六	九、四九	八、四九	七、三三	三、六六
浦臼町	六、七三	七、五	六、八〇	六、八	五、四九	三、九〇
新十津川町	一、五八	一、六九	一、四八	三、三二	二、〇九	九、五七
雨竜町	六、六六	七、三五	七、二四	六、七五	五、三六	四、三三
合 計	二六、〇二	三〇、七九	三二、八〇	二五、三〇	二二、六九	二〇、〇三

となつてゐる。

当初の中空知広域圏計画では昭和五十五年度を目標年次として、人口を約六万人増の二十八万人余とした計画目標を掲げている。

基本方針としては圏域の特殊性から各分野にわたる次のとおりで

- 1 農業の高生産性と畜産振興
- 2 森林資源の活用と造林事業の振興
- 3 石炭鉱業の長期安定化の促進
- 4 地域経済発展を先導する企業の誘致と育成
- 5 近代的商業の振興と流通体制の確立

- 6 住みよい生活環境の整備及び住民生活の向上と福祉の増進
- 7 生活、生産の基盤をなす近代交通ネットワークの整備と施設の拡充
- 8 生涯にわたる人間教育の推進と文化体育の振興
- 9 自然の保護と観光開発の推進
- 10 広域的行政と事務合理化の推進

の一〇項目をあげ、基本構想、基本計画を述べ、大区分として一つは基礎的条件の整備、二つ目は社会環境施設の整備、三つ目は産業振興、四つ目は行財政の合理化で、各分野にわたる圏域の取り組みが始ったのである。

経済環境の変化に伴い、特に国の施策など流動的な面を反影して計画どおりの実行は困難であり、途中の計画変更はやむを得ないところであるが、エネルギー革命といわれる石油主体の燃料使用、続いて昭和四十八年暮のオイルショックと国全体を揺がす問題があった。本圏域も計画どおりの進展をみる事ができなかった。

特に産業振興のうち工業立地促進をはかったが進展がなく、主体をなす産炭減退、米作調整など生活基盤となる産業の不振により人口減少を招くことになった。

こうした中において基礎的条件や社会環境施設整備は比較的順調に進み、各市町はもとより広域的な見地から共通する課題の取組みを積極的に進めた。国、道への陳情のうち主なものをあげれば、

- 産炭地域の振興対策
- 国鉄新幹線鉄道の停車駅設置
- 札幌陸運事務所支所設置
- 流域下水道の建設
- 専修職業訓練校・大学の設置
- 札幌線・芦別線・根室本線整備
- 国立寒地研究所の設置
- こどもの国誘致
- 高等養護学校の設置
- 高速自動車道促進・インターチェンジの設置

大学の設置
水資源の確保・治水促進

などがあり、実現できたもの、進行中のもの又はされつつあるものとかかなりな進展がみられる。また、広域圏としての将来展望にたつ、振興方策をたてるための振興整備構想の委託診断・講演会、懇談会を行い、共通問題として行政事務効率の向上をはかる電算機共同設置問題・競輪場誘致問題など実を結ばない事項もあるが協議会では中空知の広域行政に積極的な取組みをみせ、振興発展に努力している。

広域生活総合センター 滝川市では広域行政を推進するため、中

心的な施設を設置し、圏域の共通する問題を討議する場などにする建築をはかったが、結果として滝川市単独設置として滝川市民をはじめ、地域住民の福祉の向上をはかれる相談業務をも取扱う目的をもって「広域生活総合センター」を建設することになった。

昭和四十九年九月十四日、明神町一丁目の児童公園隣接地に決め着工、翌五十年四月十四日に開館、五月二十日に全館完成した。

工事概況は次のとおりである。

所在地	滝川市明神町一丁目五番二十号
建築構造	鉄筋コンクリート造 二階建
建築面積	建坪四〇一・八七八平方メートル 延面積八七四・八五平方メートル
工事費	備品費 一億二、三一三万円
	六八七万円 計一億二、〇〇〇万円

建物の使用に当たっては広域圏事務局、会議室、圏域内市町展示品コーナー、ロビーの広域的なものと、従来滝川市役所で行っていた



広域生活総合センター

た各種相談を行う相談室を集中させた。また婦人研修室、消費者センターを配した幅広い活用施設とした。

なお、本施設に接続して滝川市では総合福祉センターを建築することになり、昭和五十年七月三十一日、三〇一・八二七平方メートルの建設着工、昭和五十一年十一月一日完成をみて福祉施設として活用しているが、本施設とは一体

となり広い活用をはかっている。

道立子どもの国の誘致 北海道では昭和四十四年十月に第三期北海道総合開発計画を発表し、その中に「子どもの国（仮称）」を建設することが盛り込まれていた。

子どもの国とは「豊かな自然資源を活用し、児童の情操教育とレクリエーションの場とする」もので、道企画部では東京都や宮城県などにある国立子どもの家をモデルにして、三〇億円の事業費を投入するものであり三カ年から五カ年計画で建設すると発表された。

子どもの国を設置する場所的な条件もあるが、各地からの誘致合戦がはじまった。砂川市では昭和四十一年八月に砂川市北光地区にある石山を森林風致公園とする計画をたてており、子どもの国を石山に誘致すべく、昭和四十五年三月策定の広域市町村圏振興計画に

盛り込んだ。中空知市町振興協議会での取組みも協議された。

昭和四十五年度においては道でも具体的な動きもなく、翌四十六年度に入ると全道各地からの誘致合戦が展開され、十月には一六市町村が競合する状況であった。

中空知においては振興協議会が子どもの国誘致期成会となって運動を始め、特に砂川市では翌四十七年四月十九日「子どもの国誘致期成会砂川地域部会」の結成があって、全市一丸の誘致運動を進めた。

振興協議会では機会のあるたびに期成会としての陳情を行っているが、同年五月十八日中空知選出道議会議員との懇談会を開催し、道議全員超党派となり中空知に子どもの国を設置するための誘致連絡協議会を結成した。

道の子どもの国の構想では自然的環境として山・川・海・湖を含めた中に、各種施設を配置する計画であり、石山地区には海・湖がなく条件的には不利であるとする見方もあった。

昭和四十八年二月現在において既に二七市町村からの誘致陳情が寄せられており、中空知地区では地理的な有利性を生かした陳情を展開した。子ども対象のレジャー施設が空知にはなく中空知に建設された場合は道民の福祉増進に有効に大きく寄与するとした。

- 1 道央と道北の中間・道東への分岐点に当たり交通至便である。
- 2 施設の利用効果を高度にあげ得る地点にある。
- 3 レジャー施設の建設に適する自然と地形に恵まれている。
- 4 石山・神威岳を中心とする観光化計画を既に始めている。
- 5 史跡や著名な場所が近く、また多いので教育効果も期待できる。

というもので、空知の人口は全道の一一パーセント以上あり、近隣地域を含めると五〇パーセントに達するため有効な活用がはかれるとした。

北海道では設置条件として、

- 1 片道二時間の距離で小・中学生が五万人以上いること。
- 2 七十ヘクタール以上の土地があること。
- 3 土地が三、五〇〇万円以下で取得できること。
- 4 用地の使用に制限のないこと。

が主なものである。これらの諸条件で砂川市石山は有利とみられた。

昭和四十八年二月五日、道では、地区選定の結果を道議会厚生常任委員会に発表し、子どもの国第一号を中空知地区に決定したい旨を述べた。同月二十八日、同委任委員会でも陳情を採択して決定となった。

道では四十九年度から五カ年計画で事業費二三億六、五〇〇万円として、最初の施設は少年自然の家の建設と付随施設に着手することになり、同年十一月第一期工事の起工、翌五十年九月末に竣工したが、整備後の五十一年七月十日知事、道教育長等の来所のもとに盛大な開所式が挙行された。

同年三月二十四日、砂川市議会では石山地区一〇二・五ヘクタールを道へ寄附の議決を行い、道立子どもの国の敷地はこれを含めて二一六万平方メートルに及ぶものとなった。

第一期工事の概況は次のとおりである。

敷地面積 一〇、三六〇平方メートル

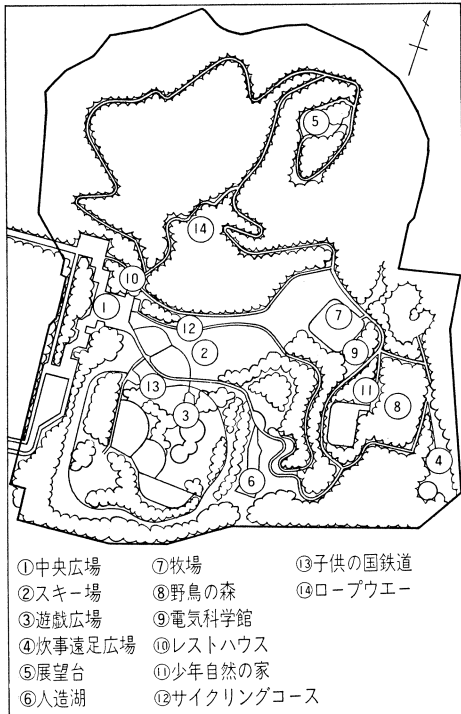
建築構造 補強コンクリートブロック造り一部二階建
 総工費 二億五、〇四九万三、〇〇〇円
 建築面積 管理棟 四八二・三六平方メートル
 食堂棟 三二一・七平方メートル
 宿泊棟 六三五・〇四平方メートル
 研修棟 三五〇・〇平方メートル

設備概要

収容人員 一〇四人 宿泊室 八室 研修室 一室
 食堂 一室 事務室 一室
 給水設備 給水能力一日一、八〇〇トン 受水槽三棟

石山は砂川市街と滝川市街の中間地点にあり、標高二三七メートルの椀を伏せたような円山で、地質的には第四紀洪積世に入ること約百万年前にできた玄武岩質の山で採石が行われていたこともあり、農耕不適地であるが自然樹種が豊富で自然環境面では最適地である。

子どもの国としての青写真もしいに実現に向かって、昭和五十



- ①中央広場
- ②スキー場
- ③遊戯広場
- ④炊事遠足広場
- ⑤展望台
- ⑥人造湖
- ⑦牧場
- ⑧野鳥の森
- ⑨電気科学館
- ⑩レストハウス
- ⑪少年自然の家
- ⑫サイクリングコース
- ⑬子供の国鉄道
- ⑭ロープウエー

道立子どもの国計画図

二年七月キャンプ場、五十三年四月展望広場・野外広場の完成をみている。

この運営については道の委託を受けた「財団法人北海道子ども国協会」が昭和五十一年五月十六日に設立され、近隣市町長、各種団体、学校長などの代表からなる理事を置き青少年の健全な育成に寄与している。

競輪場誘致問題

昭和五十二年四月五日中午空知市町振興協議会の協議事項で「自転車競技場の誘致について」を議題とした。

中空知圏の市町では企業誘致を図ったり、石炭政策の見直しを政府に要望するなどの努力を重ねているが、成果がなく大きな期待を持ってない現状にある。

貧困な地方財政をうるおす方途を探し、健全財政を維持して基盤整備により住民生活の向上を図りたいということは各自治体が常に考えていることである。こうした中に吉岡市長が地域に大きな人口誘引と財政をうるおす競輪場を誘致してはどうかとの話を聞き、誘致の可能性から広域圏事業となし、その収益金をもって各市町の教育文化の発展体育の振興、都市施設の整備、住民福祉の向上に活用するというものである。

競輪場の設備には総額六〇億円を要するが収益金も大きく、二、三年間で償却してその後は市町発展の財源になる。

北海道では函館市に一カ所あるのみのこの施設から、五十一年度は一八億円強の収益金を市の一般会計に繰り入れている。この年の滝川市の市税予算額が一六億円と比べてみると、いかに大きな財源

となるかがわかり、その後の調査では青森市は年間二六億円の収益金があり都市整備が進んでいるというように、魅力ある施設の誘致と思われた。函館圏は人口五〇万であるが、滝川中心では空知が五〇万人、日帰圏で二六〇万人の人口地区にあたり、立地条件では青森市を上回る可能性がある。

協議会では調査・研究を進めようということになり、吉岡市長は国、道の取扱いを打診するため積極的な動きを示した。

既に競輪場の誘致については過去に旭川市・深川市・夕張市などが動いた経緯があり政治、社会的な背景から困難であったが可能性がある場合は積極的な運動展開も予想され、現に恵庭市が熱心であるなど八市町が誘致を図っている状態であった。

圏域内の統一の見解はないが誘致を実現する場合には有利に展開をするようにとの配意は当然であるが、反対市町からみると慎重さに欠けるという面が追求された。

昭和五十二年五月十一日の協議会では上砂川町・芦別市・赤平市は誘致について陳情を決めたわけではないのに陳情活動を行った。

また広域圏全体による陳情取扱いもみられたなどの意見があり、改めて慎重に調査・研究を行い問題を煮詰めることにした。

滝川市内においても賛否両論があった。賛成派は産炭地や農業地域は不振であり、中小工商业者は経営維持に苦しんでいる。このため誘致により低成長時代での経済の振興と硬直化する地方財政をうるおす行財政施策として理解できるものである。ギャンブル性に対

する考えについては「都市生活の中のレジャー施設として必要なのであり、住民に理解を求め、適切な行政対策を講じ、住民との協調による公営事業とする」として促進を呼びかけた。

一方、反対派は住民無視の行政推進を行っておりギャンブル公害に反対するといふもので、同年六月十六日の市議会で野党各議員は①公営ギャンブルをどう思うか②過去競輪場を廃止したところをどう考えるか③ギャンブルで地方財政は健全化するか④家庭悲劇、精神の荒廃を招かないか⑤市の広報をPRに利用している。などの質問があり、市長答弁は次のとおりであった。

①競輪は健全なレジャーとして国民に定着している。②時代の流れは大きく変わり、国民の考え方も変化している。③地方財政制度の改善を望み健全化の努力を続けるが、競輪事業で恩恵を浴することも許されると思う。④悲劇・精神的荒廃などは個人的な理性によるものだ。こうした面も住民に訴えていくのも課題である。⑤市民に公平な判断を提供する材料であり、世論の形成をもくろんではない。など質問と答弁も同じ内容が繰り返されるだけで平行線をたどり、意見はかみ合わないままで終わった。

その後、広域圏での調査、研究を課題とされているため、議員や数名の市民を専門委員とし、競輪場開催市を視察調査した。

競輪場施設設置市の実情では大きな財源の活用をはかり、より施設の拡大整備を計画している市もあり、レジャーとして定着し、ギャンブル公害的な裏面も一部見られるが健全な住民生活と都市基盤の整備が図られている面が強く、賛意を表する者が多いように思え

た。

しかし、一部の反対者があり、また広域圏においても反対の市町決議があるなど足並みの乱れもあった。

昭和五十三年一月十四日の協議会において賛否の確認の結果、五市町の反対により、会としての全会一致の基本方針に遠く達しないことから、競輪場誘致を断念するに至った。

なお、ギャンブル性の問題については近くは岩見沢に、また旭川・札幌競馬場があり、さらに滝川市以外への競輪場設置があった場合に市民が参加しないというものではなく、この種の問題は今後においても大きな課題として残されるものであろう。

これは広域圏五市五町の全会一致をみない問題であったが、道内に新たに競輪場が設置される場合には、五市町が開催権の確保を希望していることで、滝川市においても昭和五十一年十一月の第五回臨時市議会では競輪場誘致の陳情が採択され、市の方向が決定しているものである。競輪事業を開催し収益をあげる権利を得るため市でこの種施設が設置されても滝川市ほか四市町は参加したいという、開催権の獲得運動の推進が図られるということである。

昭和五十二年度現在、全国で五〇カ所の競輪場のうち、三四カ所について二二四市町村が開催権を持っているといわれる。